

パートナーシップで築く
男女共同参画のまち



はじめに

古賀市では、平成 15（2003）年 3 月多くの市民の方々の協力を得て、市民一人ひとりの人権が保障され、家庭や地域、職場など、あらゆる分野において男女共同参画が推進されるよう「古賀市男女共同参画計画」を策定しました。

また、リーダー養成のための補助金制度の創設や、相談機能の充実、平成 17（2005）年 4 月には「古賀市男女平等をめざす基本条例」を施行する等、市民が健康で生き活きと生活できる男女共同参画社会の確立を目指し、積極的な取組みを実施してきました。



しかしながら、平成 18（2006）年に実施した市民意識調査においても、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、まだまだ根強く残っていることや、さまざまな分野、特に「職場」、「国や政治の場」において、男女が平等であると実感する市民が少ない状況であり、男女共同参画社会の確立に向け、解決すべき課題がまだ多く残されています。

これらの課題や、これまで市が実施してきた男女共同参画の取組みに対する評価、そして、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、男女共同参画審議会の答申を基に、「人権の確立と両性の平等」を基本理念とした「第 2 次古賀市男女共同参画計画」を策定いたしました。

この第 2 次計画は、これまでの「男女共同参画社会基本法」に加え、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画として位置づけております。

「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけております。市では、市民や市内事業所の皆様との協働により第 2 次計画の着実な推進を図りたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、第 2 次計画策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民や関係団体の皆様、また、原案作成に大変ご尽力いただきました男女共同参画審議会の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

古賀市長 竹 下 司津男

I 計画策定の経緯と趣旨

1. 計画策定の経緯	7
(1) 世界の取組み	7
(2) 国の取組み	7
(3) 福岡県の取組み	8
(4) 古賀市の取組み	9
2. 計画の趣旨	10
(1) 計画の基本理念、目的	10
(2) 計画の基本目標	10
(3) 計画の位置づけ	10
(4) 計画の期間	10

II 基本目標と施策の体系

1. 基本目標と施策の体系	12
---------------------	----

III 基本方向、基本施策と具体施策

1. 男女平等意識の向上	16
(1) 男女平等意識の形成	16
(2) 男女平等教育の促進、充実	19
2. あらゆる分野における男女共同参画の実現	22
(1) 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大	22
(2) 家庭生活、地域活動における男女共同参画の促進	25
(3) 就労の場における男女共同参画の促進	29
(4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進	33
3. 男女の自立と社会参画に向けた環境整備	34
(1) ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	34
(2) 生涯を通じた健康管理への支援	40
4. 女性への暴力根絶	42
(1) 女性への暴力根絶と被害者支援	42

IV 計画の推進

1. 庁内推進体制の機能強化	50
2. 市民・企業・関係団体等との連携	50
3. 計画の見直し	50
4. 制度に対する苦情の申し出	50
5. 古賀市男女共同参画に関する推進体制表	51

参考資料

1. 国際婦人年以降の男女共同参画に向けての国内外の主な動き	54
2. 男女共同参画社会基本法	56
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	59
4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	66
5. 福岡県男女共同参画推進条例	72
6. 古賀市男女平等をめざす基本条例	74
7. 古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程	78
8. 古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱	79
9. 男女共同参画審議会への諮問書	80
10. 男女共同参画審議会からの答申書	81
11. 男女共同参画審議会審議内容	82
12. 男女共同参画審議会名簿	83
13. 男女共同参画に関する用語解説	84

(本文中の「※」については法令または用語解説をご参照ください。)



I 計画策定の経緯と趣旨

I 計画策定の経緯と趣旨

1. 計画策定の経緯

(1) 世界の取組み

国際連合は、世界的に女性の地位向上を図る目的で、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定めました。また、同年メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立と地位向上を目指して向こう 10 年間の各国の取組むべき指針となる「世界行動計画」が採択、同年秋には行動計画が承認され、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを「国連婦人の 10 年」と定め、「平等、開発、平和」を目標に 10 年間にわたる活動指針が示されました。

昭和 54（1979）年、第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」※（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。この条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を中心理念としており、世界の男女平等政策の基盤となりました。

また、平成 5（1993）年の国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択、平成 7（1995）年北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。女性の権利すなわち人権をうたった「北京宣言」は、21 世紀に向けた女性政策の国際的な指針と位置づけられました。

さらに、平成 12（2000）年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」（成果文書）が採択され、各国の推進状況について検討し、課題解決に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言が採択されました。平成 22（2010）年 3 月には、「第 4 回世界女性会議（北京会議）」から 15 年目にあたることを記念し、「女性 2000 年会議」の成果文書に対する実施状況の評価を主要テーマに、第 54 回「女性の地位委員会（北京 +15）」が開催されました。また、平成 23（2011）年 2 月には、ニューヨーク国連本部で、第 55 回「女性の地位委員会」が開催される等、女性の地位向上と男女共同参画の推進に向けた取組みが世界的に広がっています。

(2) 国の取組み

国際的な取組みに連動して、我が国においても女性の地位向上と男女共同参画の取組みが進められてきました。昭和 52（1977）年には「国内行動計画」が策定され、今後 10 年間の女性政策への取組みが明らかにされました。昭和 59（1984）年には、「国籍法」及び「戸籍法」が一部改正され、昭和 60（1985）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）が制定されるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進行し、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

さらに、平成 6（1994）年には、国内本部機構の充実強化を図るため「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画室」、内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置されました。

そして、平成 11（1999）年 6 月には、「男女共同参画社会基本法」※（以下「基本法」という。）が制定され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけら

れました。また、翌平成 12（2000）年 12 月には「基本法」を踏まえ、男女共同参画社会実現に向けての基本的方向と具体的施策を体系化した「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成 13（2001）年には、「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に、「男女共同参画室」を「男女共同参画局」に、推進体制を強化するとともに、同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、平成 16（2004）年には、「配偶者暴力防止法」の一部改正により、都道府県による基本計画の策定が義務付けられました。さらに、平成 19（2007）年の法改正により、市町村においても基本計画を策定することが努力義務となりました。このような法改正を経て、女性への暴力根絶のための施策が推進されてきました。

平成 17（2005）年に策定された「男女共同参画基本計画（第 2 次）」の重点事項では、新たな取組みを必要とする分野（防災、まちづくり等）における男女共同参画の推進や、「2020 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% 程度になるよう期待し、各分野における取組みを促進する」いわゆる「2020 年 30%」※の取組みが掲げられています。

しかしながら、国際連合の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」（以下「女子差別撤廃委員会」という。）の日本国に対する最終見解【平成 21（2009）年 8 月公表】においても、多くの課題が指摘されています。

平成 22（2010）年に策定された「第 3 次男女共同参画基本計画」の基本的考え方は、①実効性のあるアクションプランとするため、できる限り具体的な数値目標等を設定するとともに、達成状況を定期的にフォローアップする、②固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）、子ども・子育て支援、等関連施策との密接な連携を図る、③国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る、の 3 つが掲げられ、男女共同参画社会の構築に向けた様々な取組みが進められています。

（3）福岡県の取組み

政府の取組みに連動して、昭和 53（1978）年、庁内組織の「福岡県婦人関係行政推進会議」と民間有識者で構成する「福岡県婦人問題懇話会」が設置され、昭和 54（1979）年女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室【昭和 61（1986）年 4 月婦人対策課、平成 3（1991）年 11 月女性政策課、平成 13（2001）年 4 月男女共同参画推進課】」が設置されました。

平成 8（1996）年に「福岡県女性政策懇話会」からの提言を受け、「第 3 次福岡県行動計画」が策定されました。また、同年開館した福岡県女性総合センター【平成 15（2003）年福岡県男女共同参画センターへ名称変更】「あすばる」は、男女共同参画を進める拠点として現在も活動されています。

平成 13（2001）年、「福岡県男女共同参画推進条例」※が公布施行され、平成 14（2002）年 3 月には、「福岡県男女共同参画計画」、平成 18（2006）年には、「男女共同参画社会実現に向けての人づくりと女性が活躍する社会づくり」を大目標とした「第 2 次福岡県男女共同参画計画」が策定され、積極的な施策が展開されてきました。

また、平成 23（2011）年 1 月、「第 2 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、「暴力は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害」として、女性への暴力根絶と被害者への支援等に向けた取組みが強化されています。

さらに、同年2月、「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標とした「第3次福岡県男女共同参画計画」が策定され、重点的な施策を明らかにしつつ、総合的、計画的に男女共同参画が推進されてきました。

(4) 古賀市の取組み

古賀市では、平成8(1996)年、市民10名による「女性問題懇話会準備会」を経て、平成10(1998)年に設置した「古賀市女性問題懇話会」において、古賀市が抱えている様々な女性問題について調査研究した結果を、平成11(1999)年3月①女性の人権を大切にするまちへ、②女性の声を生かせるまちへ、③女性が安心して暮らせるまちへの3つの柱を基本提言とした「活動報告書」がまとめられました。

同年4月、男女共同参画施策の総合的推進を図るため、総務部企画課に「女性政策係」を設置しました。また、「古賀市女性問題懇話会」(市民の女性12名、男性3名)を新たに設置し、先の活動報告を受け、10月に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。

平成12(2000)年4月、「古賀市女性問題懇話会」は有識者3名を加え委員総勢18名となり、「古賀市男女共同参画推進懇話会」に名称変更、古賀市における女性問題の現状と課題を把握し、男女共同参画社会の確立をめざす基本方向として、①固定的性別役割分担意識からの解放、②男女平等教育の浸透、③あらゆる分野における男女平等・共同参画、④女性のエンパワーメント※(特に経済的自立)、⑤国際交流の推進、の5つの柱とする提言がまとめられ、平成13(2001)年3月に「男女共同参画社会実現に向けての提言」書が市長に提出されました。

この提言を受け、古賀市の男女共同参画計画を策定するため、平成13(2001)年5月、職員で構成する「古賀市男女共同参画計画策定委員会」を設置、協議を重ねた結果、素案を作成し、平成15(2003)年3月、人権の確立と両性の平等を基本理念に据え、男女共同参画社会の確立を目的とした「古賀市男女共同参画計画」を策定しました。

平成15(2003)年4月、所管が人権・同和政策課へ移り、同月「かすや地区女性ホットライン」(担当課:福祉課)を開設しました。また、同年5月、市長を本部長とする「古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程」※(以下「設置規程」という。)を公布し、同年6月には、市民との共働により、つどいやセミナー等を企画・運営する「セミナー・つどい実行委員会」を立ち上げる等、市の推進体制及び市民の相談、啓発体制を強化しました。

また、この間、福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」(平成11年度から)、及び「日本女性会議」(平成13年度から)への市民参加を促し、リーダー養成のための補助金制度を実施しています。

平成17(2005)年4月「古賀市男女平等をめざす基本条例」※(以下「基本条例」という。)を施行し、古賀市における男女共同参画推進の基本となる条例と計画を整備しました。

平成18(2006)年10月には「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施し、その分析に基づき「古賀市男女共同参画計画」の「後期実施計画」(平成19年度～23年度)を策定しました。

平成22(2010)年、市内事業所(799社へ依頼、293社回答)を対象とした「男女共同参画推進状況調査」を実施し、平成18年度実施した「市民意識調査」と合わせ、平成23年度「第2次古賀市男女共同参画計画」策定に向けての基礎資料とし、古賀市の新たな男女共同参画推進へと取り組みを進めています。

2. 計画の趣旨

(1) 計画の基本理念、目的

この計画を推進するための基本理念、目的は以下のとおりです。

基本理念……………「人権の確立と両性の平等」

目 的……………「男女共同参画社会の確立」

(2) 計画の基本目標

この計画の基本理念、目的を達成するための基本目標は以下の4つです。

- I. 男女平等意識の向上
- II. あらゆる分野における男女共同参画の実現
- III. 男女の自立と社会参画に向けた環境整備
- IV. 女性への暴力根絶

(3) 計画の位置づけ

- ア. この計画は、「憲法」の精神を基に、「男女共同参画社会基本法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画です。
- イ. この計画は、上記アに加えて、「古賀市男女平等をめざす基本条例」に基づく計画であり、「第4次古賀市総合振興計画」や「古賀市人権施策基本指針」との整合性を図りながら、女性問題の解決と男女共同参画社会実現を目指す施策の基本的方向を示し、施策を体系化・具体化しています。
- ウ. この計画は、古賀市がこれまで実施してきた「市民意識調査」等の結果を分析して、「男女共同参画審議会」の答申を尊重し策定しています。
- エ. この計画は、市民、地域、事業所、各種団体の協力・連携のもと、「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心に行政の総力を挙げて推進を図るものです。

「基本法」は、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけるとともに、五つの基本理念を定め、国、地方自治体及び国民の責務を明らかにしています。

(4) 計画の期間

この計画の期間は、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間としています。なお、実施計画（具体施策）については、中間年で点検・見直し作業を行います。

Ⅱ 基本目標と施策の体系

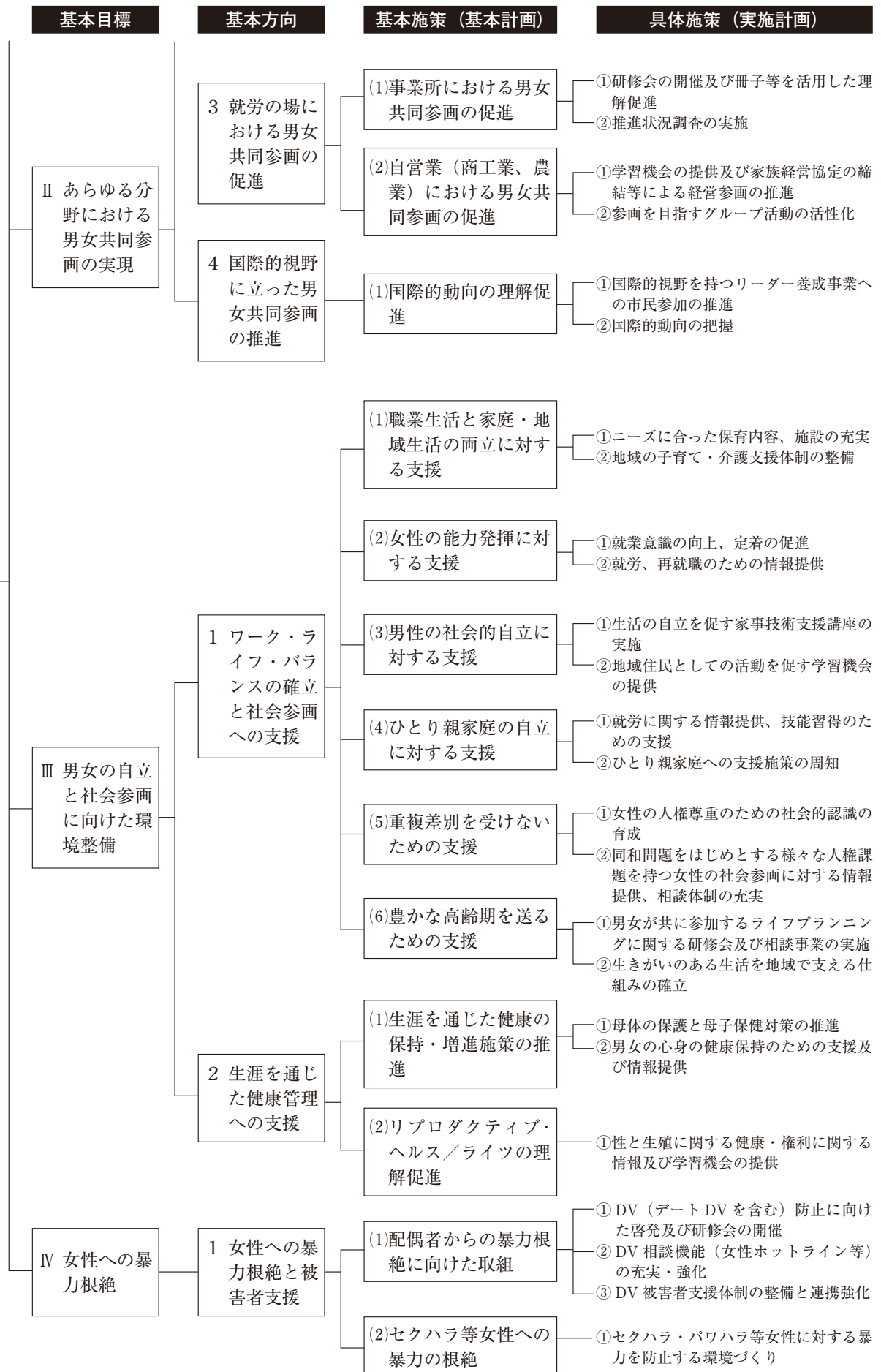
II

基本目標と施策の体系

第2次男女共同参画計画

(平成24年度～平成33年度)





Ⅲ 基本方向、基本施策と具体施策

Ⅲ 基本施策と具体施策

基本目標 I

男女平等意識の 向上

日本国憲法に男女の人権の尊重、平等の理念がうたわれて以来、様々な法律の制定、改正が実施され、男女平等への努力がなされてきましたが、依然として多くの課題が残されています。

「男は仕事、女は家庭を守る」という固定的性別役割分担意識※がいまだ根強く残っており、男女平等が真に達成されているとは言えない状況にあると考えられます。「男だから」「女だから」という性別により役割を区別する意識は、女性だけの問題ではなく、男性の主体的な人生の選択や能力の発揮をも阻むものです。

古賀市では、「すべての市民の人権確立」を視점에据えて、総合行政として人権施策に取り組んでいます。市民と行政が一体となり、あらゆる人権問題の解決を目指すために、人権施策の基礎となる「古賀市人権施策基本指針」を平成19（2007）年5月に策定しました。

職場、地域、学校、家庭等あらゆる分野で、男女の人権が尊重されてそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を実現し、健康で豊かな生活を送るために、性別役割分担にとらわれた意識を是正する必要があります。

【基本方向 1 男女平等意識の形成】

1. 現状と課題

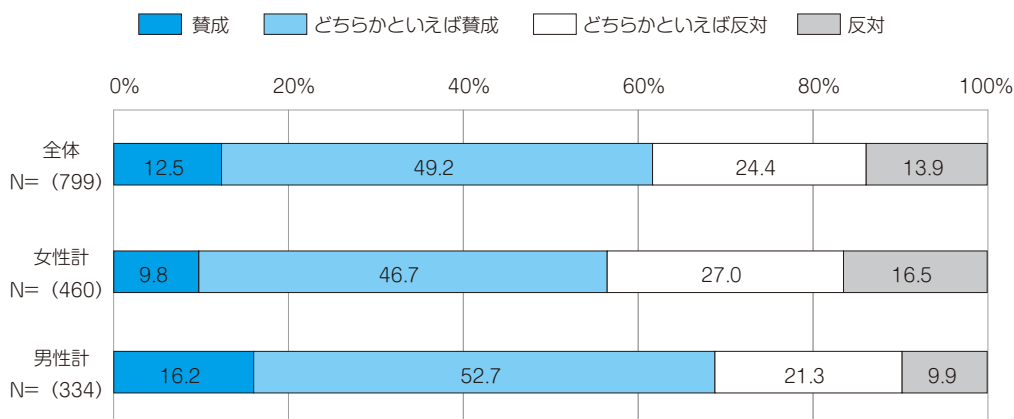
市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭を守る」という性別役割分担意識に「賛成（賛成、どちらかと言えば賛成）」（以下「賛成派」という。）が61.7%（女性56.5%、男性68.9%）、「反対（反対、どちらかと言えば反対）」（以下「反対派」という。）が38.3%（女性43.5%、男性31.2%）で、依然として賛成派の割合が高く、特に男性の回答にその傾向が高く現れています。

また、「男女平等社会を実現するために必要なもの」では、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が33.0%（女性33.3%、男性32.2%）で男女とも最も高い比率を示しており、偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたり等が根底にあり、男女平等を阻害していると考えている市民が多いようです。

性別にかかわらず、市民があらゆる分野で個性と能力を発揮するため、固定的性別役割分担意識を是正し、男女平等意識を形成するため、あらゆる機会を通して啓発活動が必要であると考えられます。

古賀市では、つどいやセミナー、講演会等の開催や、広報等による啓発活動を行っていますが、セミナー等に参加する市民の人数、年齢層の広がりには至っていません。今後は、出前講座等を活用し、地域へ出向き、市民一人ひとりの意識改革のため、身近な出来事をテーマにした寸劇等により、効果的・積極的な啓発活動を実施していく必要があると考えられます。

■表1 「男は仕事、女は家庭を守る」という性別役割分担意識について (%)



賛成派

61.7

反対派

38.3

56.5

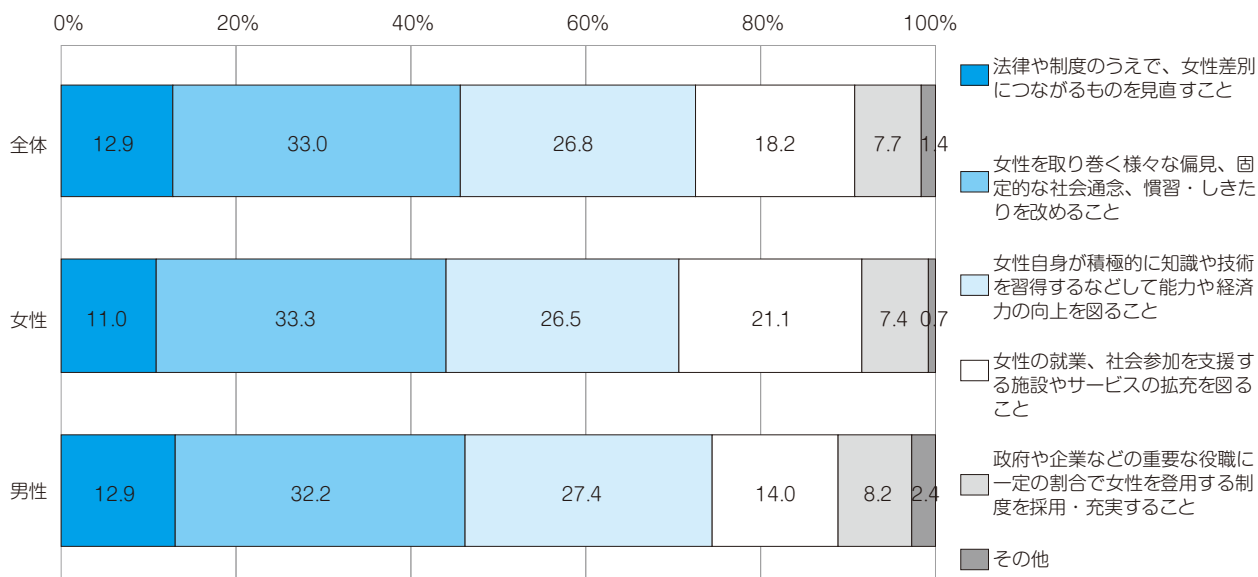
43.5

68.9

31.2

資料：平成18年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

■表2 「男女平等社会を実現するために必要なもの」 (%)



資料：平成18年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

2. 基本施策（基本計画）

（1）固定的性別役割分担意識の是正

固定的性別役割分担意識を是正するため、つどい、セミナー、講演会を開催し、主体的な生き方について研修の機会を提供していきます。また、男女平等の視点に立った地域・家庭における慣習・慣行の見直しを促進するため、地域等での出前講座を実施し、身近な出来事をテーマにした寸劇等により、解りやすい方法で意識改革を促していきます。

（2）情報媒体における男女平等意識の啓発推進

行政、公共的機関が発行する出版物等において、男女平等の視点に配慮した表現への取組みを推進するとともに、市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー※）を高めるための研修等を実施します。

基本目標 1 男女平等意識の向上

基本方向	基本施策（基本計画）	具体施策（実施計画）と事業内容	実施区分	担当課
1 男女平等意識の形成	(1) 固定的性別役割分担意識の是正	①市民参加型の学習会、研修会及び地域講座の計画 ○男女共同参画週間事業、セミナーを開催する。 ○地域や団体での出前講座を実施し、意識の是正を図る。	A	総務課
		②広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供 ○特集を組む等、定期的に記事を掲載する。 ○情報誌の発行により、意識の是正を効果的に進める。	A	総務課 経営企画課 人権センター
	(2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進	①出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底 ○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底する。	A	総務課 経営企画課 関係各課
		②メディア・リテラシー（情報を読み解き自己発信する能力）の育成 ○講演や広報等を通じメディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。 ○学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努める。	A	総務課 学校教育課 生涯学習推進課 人権センター

A：既の実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成24年度～平成28年度）で実施あるいは検討する

【基本方向 2 男女平等教育の促進、充実】

1. 現状と課題

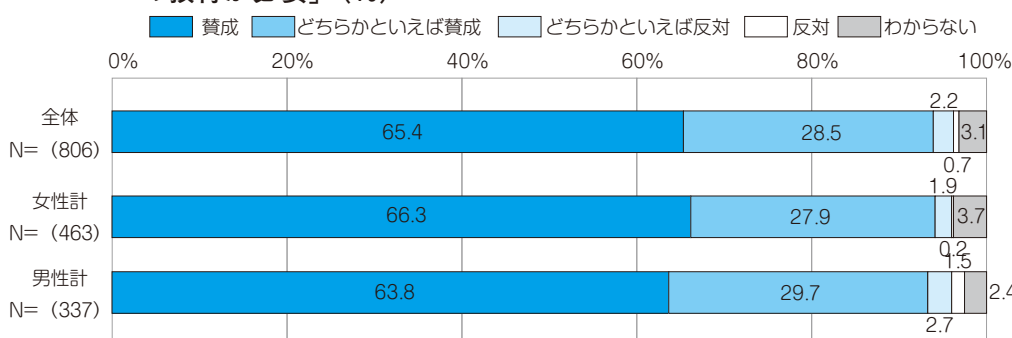
市民意識調査では、「女の子も男の子と同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ」に賛成派が93.9%（女性94.2%、男性93.5%）、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」に賛成派が94.4%（女性96.5%、男性91.7%）と高率を示しています。しかし、一方では「男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」に賛成派が68.3%（女性62.8%、男性76.4%）となっています。

市内小中学校においては、「男女混合名簿」を採用していますが、市民意識調査では、「男女混合名簿」に賛成派が58.4%（女性53.8%、男性64.7%）となっています。出席簿は教育活動の中で頻繁に使用される公式書類であり、男女別で男子を先に記述する出席簿の使用は、男子集団が女子集団よりも優先される体験が日常的に蓄積され、男性優位の価値観を内面化することにつながると考えられます。

幼少時からのしつけや教育が人格形成に与える影響は大きく、子どもが個性や能力を発揮できる社会の基盤づくりには、社会的性別（ジェンダー）※に縛られず、個性を尊重する教育が重要となり、就学前教育、学校教育において男女平等教育が実施されるよう教育関係者の更なる研修が必要であると考えられます。

また、家庭教育や職場、地域における教育を含めた社会教育においても、思いやりと自立の意識を育み、男女平等の意識を醸成する研修会の実施が必要であると考えられます。

■表3 「女の子も男の子も同等に経済的に自立出来るように職業人としての教育が必要」 (%)



資料：平成18年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

賛成派

93.9

反対派

2.9

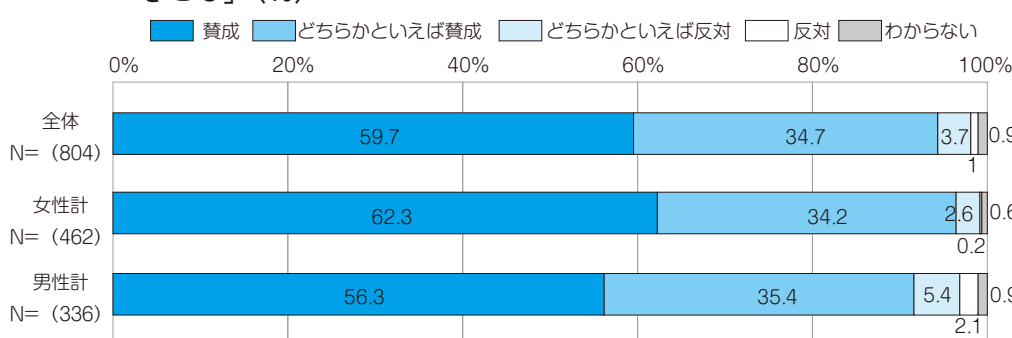
94.2

2.1

93.5

4.2

■表4 「男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」 (%)



資料：平成18年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

賛成派

94.4

反対派

4.7

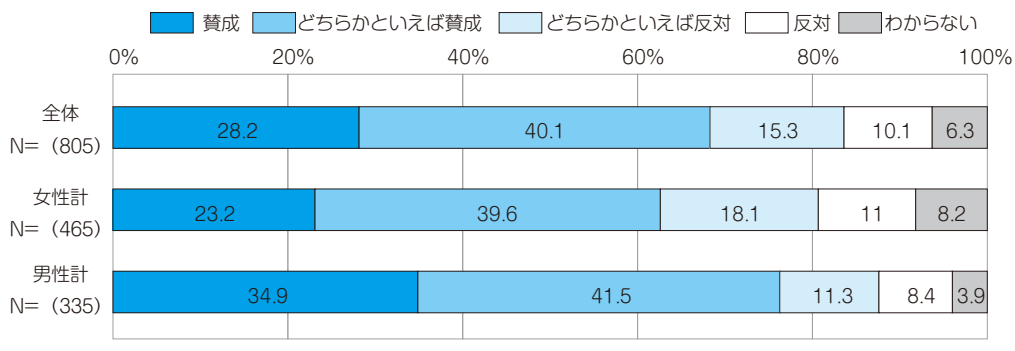
96.5

2.8

91.7

7.5

■表5 「男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子には男の子らしく育てた方がよい」 (%)



資料：平成 18 年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

賛成派

68.3

反対派

25.4

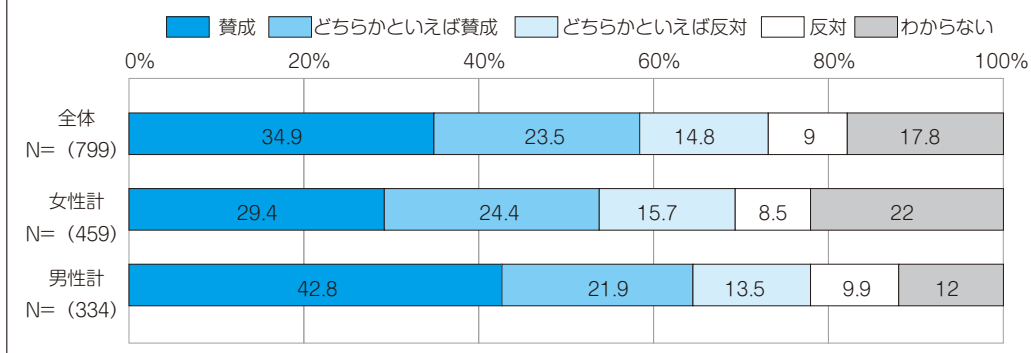
62.8

29.1

76.4

19.7

■表6 「学校で出席簿の順番などを「男の子が先」という習慣をなくし、男女を分けなくてもいいものは男女混合に変える」 (%)



資料：平成 18 年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

賛成派

58.4

反対派

23.8

53.8

24.2

64.7

23.4

2. 基本施策（基本計画）

（1）教育現場における男女平等教育の促進

学校、保育園、幼稚園等教育関係者へ男女共同参画への意識向上を図り、性別役割分担にとらわれない指導の徹底を養成するなど、幼児・児童・生徒の個性と能力を伸ばす教育を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた自分や家族を含むすべての人の権利や命を大切にする心を育む教育を推進します。

（2）社会教育における男女平等教育の促進

社会教育の関係者や保護者に対する男女平等教育促進のための資料や研修機会を提供するとともに、継続的で多方面にわたる啓発に取組み、男女平等意識の浸透を図ります。

基本目標 1 男女平等意識の向上

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策（実施計画）と事業内容	実施 区分	担当課
2 男女平等教育の促進、充実	(1) 教育現場における 男女平等教育の促進	①教育関係者への男女共同参画に関する意識の向上 ○法や条例の趣旨を踏まえ、男女平等の視点に立った教育を促進する。 ○学校行事を中心とした様々な教育活動において男女平等教育の理念を踏まえた教育活動を促進する。 ○男女平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等の発行物に教育方針の記事を掲載する。 ○市内の高校、特別支援学校において、法や条例の趣旨に沿った教育活動が実施されるよう要請する。	A	学校教育課 総務課
		②幼児・児童・生徒への発達段階に応じた教育の促進 ○発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにする。 ○命の尊さを学ぶとともに母性保護意識の醸成を図る。 ○人格尊重、男女平等の視点に立った性教育を実施する。 ○性に関する相談窓口の周知徹底と充実を図る。	A	学校教育課 青少年総合センター 子育て支援課 (保育所)
	(2) 社会教育における 男女平等教育の促進	①社会教育関係団体（PTA等）に対する男女平等教育の促進 ○公民館活動、学校主催の保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施する。	A	生涯学習推進課
		②関係資料の収集、提供 ○図書、視聴覚資料などを収集、提供する ○男女共同参画週間等に特別展示を行う。	A	市立図書館 人権センター 総務課

A：既の実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成24年度～平成28年度）で実施あるいは検討する

基本目標 II

あらゆる分野における男女共同参画の実現

就労をはじめとして、様々な活動に参加する女性が増加しているにもかかわらず、男性優位の慣行が根強く残っているため、意思決定ができる責任ある地位には男性が起用され、女性は補助的な役割を担うことが多い状況にあります。

今後、さらに男女共同参画社会の形成を促進するためには、特に政策・方針決定過程への女性の参画が求められています。国は「2020年30%」の取組みを進めてきましたが、現状では女性の参画の拡大は緩やかであり、社会の様々な分野における女性の活躍は国際的にみても低い水準にとどまっています。毎年、世界経済フォーラムが各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）※を発表していますが、日本は平成23（2011）年135か国中98位で、特に、政治分野及び経済分野における男女の格差が大きいため低い順位となっています。

また、過剰な責任を課された男性には、「自死」や、「過労死」等、生命に関する問題もあり、性別役割分担にとらわれず、男女が対等なパートナーとして共に社会を支える環境づくりが必要です。

男女共同参画社会は男女平等を前提としており、実現のためには、あらゆる分野において、参画する機会が平等に与えられているかにとどまらず、結果が平等になっているかに注目することが重要です。併せて地域や家庭等に浸透している固定的性別役割分担意識や、社会的、文化的、歴史的につくられた性差別の存在を自覚し、是正する必要があります。

男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、その能力を十分発揮できる場が保障されるような環境整備が求められます。

【基本方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

1. 現状と課題

古賀市は、平成13（2001）年「古賀市附属機関等の委員の委嘱基準等に関する規程」を定めて、女性の参画を積極的に推進しています。平成23年度県内市町村の審議会における女性委員の登用状況調査で、古賀市は地方自治法第202条の3に基づく審議会的女性委員の比率は、平成23年4月1日現在37.1%（審議会等の数24、委員総数272名、うち女性委員101名）で、県内市町村（政令市を含む）の平均28.6%を大きく上回り県内第3位、前年度が第5位と近年県内でも高い順位となっています。

また、同条に基づく審議会的女性委員の登用状況については、各担当課の努力もあり、女性委員が1人もいないという審議会等はなくなりました。しかしながら、同法第180条の5に基づく委員会等や、その他条例、要綱、規程等に基づく委員会等の中には、依然として女性委員が1人もいないという委員会等が存在するなど、取組みはなされていますが、女性委員の参画を進めるさらなる努力が必要です。さらに、委員会等の中には、女性委員の比率が90%を超えているところもあり、すべての審議会等がバランスのとれた委員構成となるような取組みが必要です。

なお、市議会議員の女性比率については、現在議員総数19名中、女性議員が6名で31.6%となっており、こちらも県内で高い比率を示しています。

しかしながら、古賀市職員の管理職における女性の比率は、平成19年4月1日時点で3.9%であり、平成23年4月1日現在7.7%と増加していますが、まだまだ低い状況となっています。今後、さら

なる女性の管理職への登用を推進していく必要があります。また、自治組織やPTA会長における女性の参画は、依然として僅少な状況にあります。

女性が政策・方針決定過程へ参画できるように、行政組織内においては人財を育成し、地域社会や自治組織に対しては、意識啓発や学習の機会を提供していく必要があります。

表7 古賀市における女性の参画・登用状況（平成23年4月1日現在）

名 称	総人数	女性人数	比率（％）
市議会議員（平成23年実施された選挙後の数）	19	6	31.6
審議会等委員	677	267	39.4
地方自治法180条の5に基づく委員会等（広域を除く）	32	7	21.9
地方自治法202条の3に基づく審議会等	272	101	37.1
その他条例、要綱、規定に基づく委員会等	373	159	42.6
行政区長	45	3	6.7
小学校PTA会長	8	0	0.0
中学校PTA会長	3	0	0.0
民生委員・児童委員	58	28	48.3
古賀市職員（総職員）	347	159	45.8
うち古賀市職員（係長職）	65	20	30.8
うち古賀市職員（管理職）	39	3	7.7

2. 基本施策（基本計画）

（1）協議会等における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進するため、審議会等の所管部署において、男女それぞれの構成比率の目標達成に向けた登用を積極的に推進します。また、女性の参画を進めるために女性リーダーを養成するとともに、参画推進のため各分野で活躍する人財の情報収集等を行い、提供します。

（2）市の機関における男女共同参画の推進

管理職の男女それぞれの構成比率の目標達成に向けて、男女共同参画推進のための研修会等を実施するとともに、性別によらない職員採用及び「ジョブローテーション」※の実施や、管理職への女性職員の登用を図ります。

また、男女共同参画を推進する上で障害となる「セクシュアル・ハラスメント」※（以下「セクハラ」という。）や「パワー・ハラスメント」※（以下「パワハラ」という。）防止のための啓発や相談体制の充実を図ります。

（3）公共的機関、自治組織及び各種市民団体における男女共同参画の促進

公共的機関や、自治会、各種市民団体等における役職者の男女それぞれの構成比率の目標達成に向けて、男女の参画を促進するとともに、男女共同参画推進への理解や合意を得るための啓発や定期的な男女共同参画推進状況調査を実施します。

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策（実施計画）と事業内容	実施 区分	担当課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会、協議会等における男女共同参画の推進	①審議会等男女それぞれが40%以上の構成目標の達成 ○平成28(2016)年までに各審議会等の所管部署において達成をめざす。	A	人事課 関係各課
		②女性の参画を推進するための人財育成と情報の収集 ○市がリーダー養成事業と位置付ける研修等に参加させ、次期のリーダー候補として養成する。 ○女性登用を促進するために人財リストを整備し活用する。	A	総務課
		③女性委員の交流を促進するセミナー等の実施 ○審議会等女性委員の交流セミナー等を開催しエンパワメントを図る。	A	総務課
	(2) 市の機関における男女共同参画の推進	①管理職に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成 ○平成32(2020)年までに管理職の男女割合の達成をめざす。	A	人事課
		②推進体制の強化と職員研修の実施 ○推進本部を中心に男女共同参画が推進されるための体制を強化する。 ○職員研修のテーマに取り上げ、意識の浸透、理解を深める。	A	総務課 人事課
		③性別によらない職員採用及びジョブローテーションの実施 ○自己申告制度を活用するなど公平で適材適所の配置を行う。	A	人事課
		④職員に対するセクハラ、パワハラ防止のための啓発及び相談体制の強化 ○職員へのセクハラ、パワハラ防止のための啓発を実施する。 ○セクハラ、パワハラに関する相談体制の充実を図る。	A	人事課
	(3) 公共的機関、自治組織及び各種市民団体における男女共同参画の促進	①役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成 ○平成32(2020)年までに各種団体の役職者の男女割合が目標達成するよう促す。	A	関係各課
		②男女共同参画推進への理解合意を得るための啓発の実施 ○地域の各種会合やイベントなど様々な機会をとらえた啓発を行う。	A	関係各課 総務課
		③出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施 ○出資団体等における男女共同参画を推進するため、推進状況調査を実施する	A	関係各課 総務課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成24年度～平成28年度）で実施あるいは検討する

【基本方向 2 家庭生活、地域活動における男女共同参画の促進】

1. 現状と課題

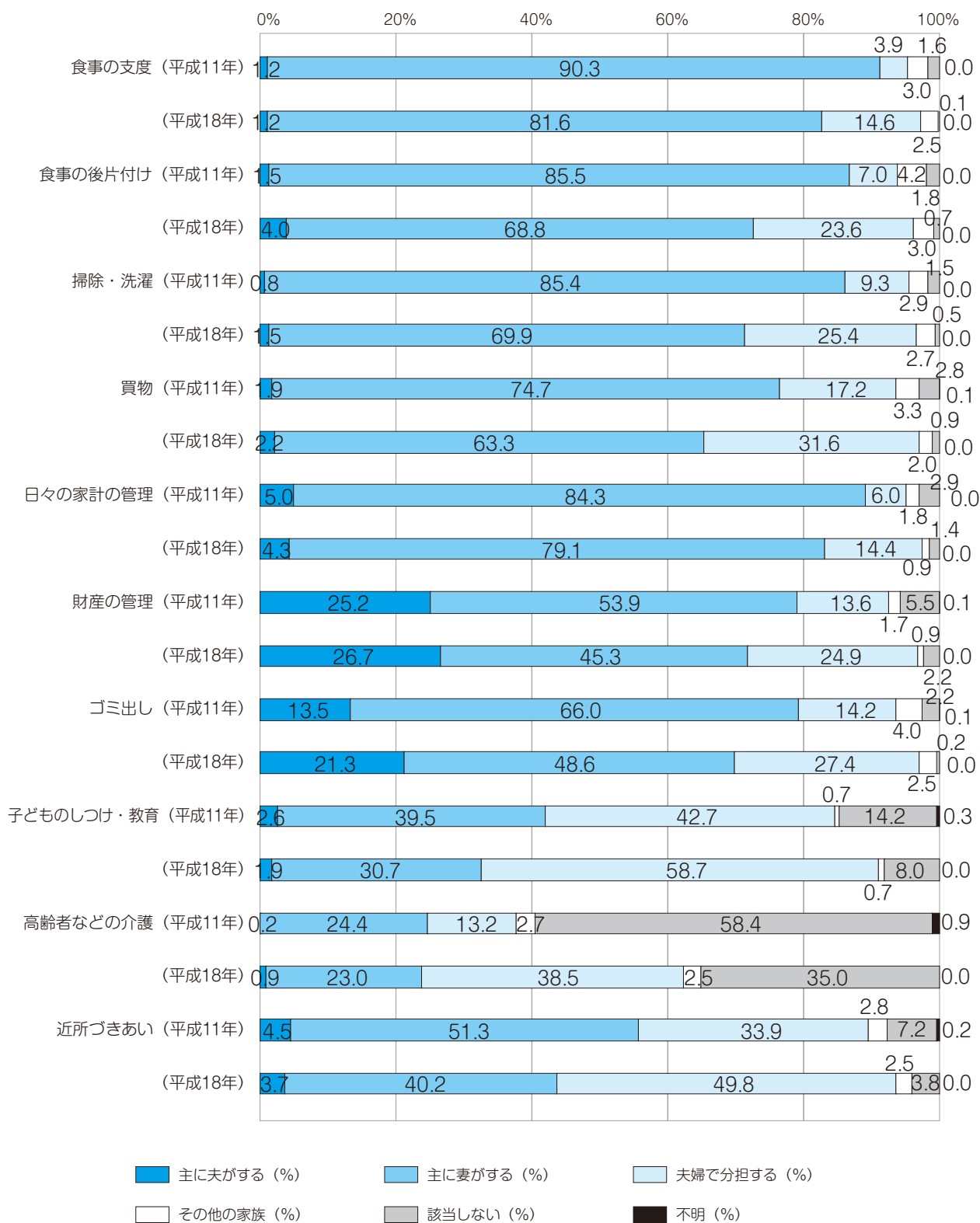
市民意識調査では、家庭内での役割分担について、「食事の支度」は夫婦で分担するという回答は14.6%で、平成11年の調査と比べると10.7ポイント増えています。同様に、「食事の後片づけ」や「掃除・洗濯」も夫婦で分担する割合が増えています。しかし、「食事の支度」で、主に妻がするという回答は81.6%にのぼり、他の家事も主に妻がするが約6割から7割で、依然として家事は妻中心に担われている状況にあります。また、「子どものしつけ・教育」では、夫婦で分担するが58.7%と6割近い家庭が夫婦で分担して子どものしつけや教育に関わっていますが、やはり、主に妻がする割合は3割となっています。

市民意識調査の、地域社会に関する項目では、「いずれの活動にも参加していない」が37.3%（女性35.0%、男性40.3%）で、その理由は、「忙しくて時間がないから」が26.5%（女性28.1%、男性24.9%）で最も多くなっており、地域社会をより豊かなものにするためには、市民自身が、「自分たちのまち」という意識を持ち、男女が共に積極的にまちづくりに参加できるようにする必要があります。

家庭生活や地域活動における男女共同参画を促進するためには、啓発の実施、活動のための研修、相談事業の実施等により環境整備を図る必要があります。

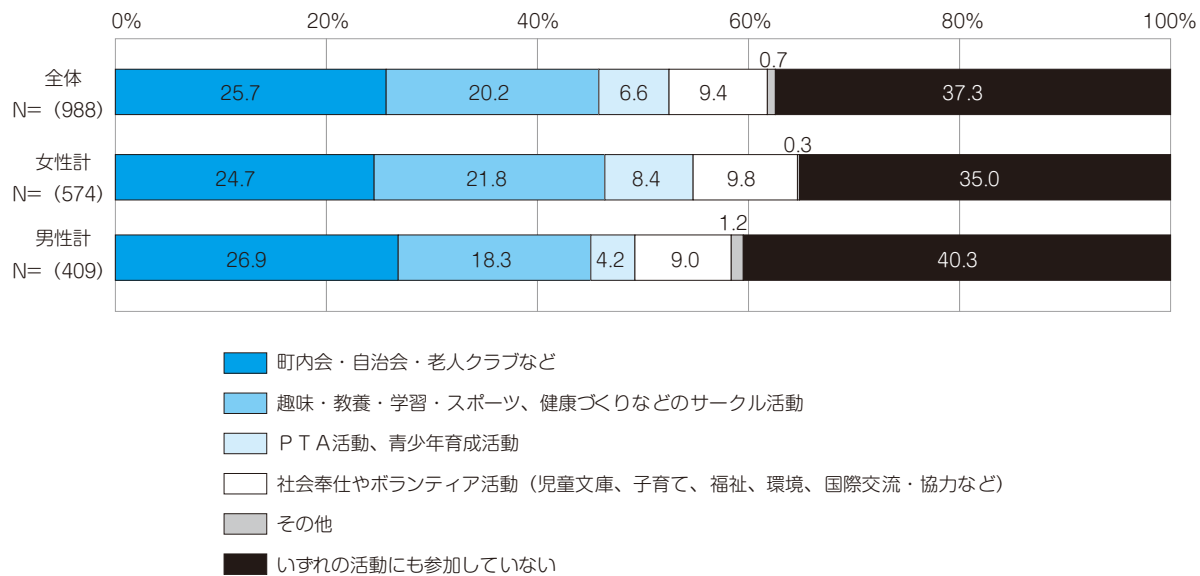


■表 8 家庭内での役割分担



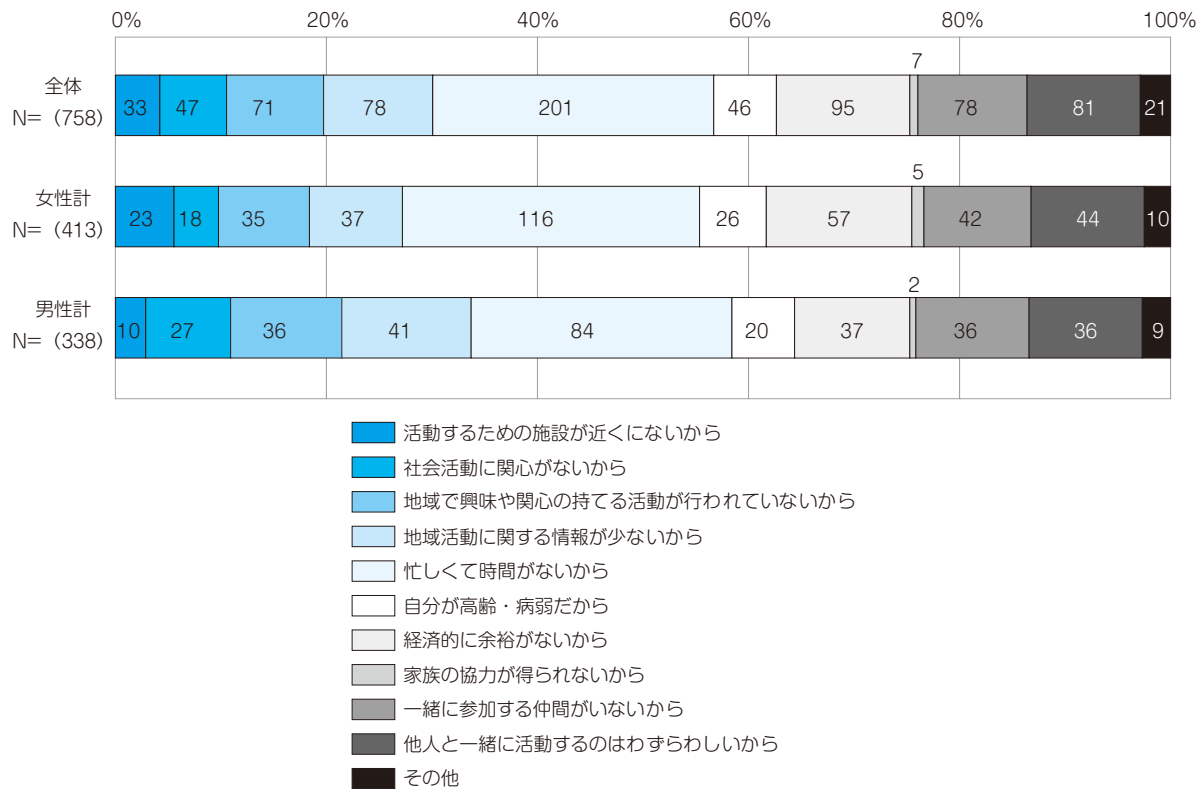
資料：平成 18 年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

■表 9 地域活動の参加経験（複数回答：％）



資料：平成 18 年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

■表 10 地域活動に参加していない理由（複数回答：件数）



資料：平成 18 年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

2. 基本施策（基本計画）

（１）家庭生活における男女共同参画の促進

男女が共に家事、育児、介護等を担うことができるように家族や家庭生活に対する男女の共同責任と参画の意志の浸透を図るための啓発や、育児・介護講座、相談事業の充実を図ります。

（２）地域活動における男女共同参画の促進

自らの能力を高める学習や研修会を開催し、女性リーダーとして活動できる人財を育成するとともに、様々な地域活動に取り組む団体に対し、男女共同参画を推進するための啓発や各種団体間の情報交換を図り、あらゆる地域活動における男女共同参画を推進します。

また、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、災害時における女性の立場や子育てのニーズ等、女性の視点に配慮するため、日頃からの防災、環境保全、まちづくり等への女性の参画を促進します。

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向	基本施策（基本計画）	具体施策（実施計画）と事業内容	実施区分	担当課
2 家庭生活、地域活動における男女共同参画の促進	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進	①家庭における共同参画・共同責任意識の促進 ○発行物を利用した啓発、市民から一行詩等の標語を募り、その活用により意識の浸透を図る。	A	総務課
		②男女が共に参画する育児・介護のための講座及び相談事業の実施 ○男女が共に参画する育児・介護のための講座及び相談事業の充実を図り、家庭における男女共同参画を促進する。	A	予防健診課 子育て支援課 介護支援課
	(2) 地域活動における男女共同参画の促進	①地域活動における女性リーダーの養成 ○市の生涯学習を充実し、地域のリーダーとして活動できる人財を育成する。	A	生涯学習推進課 地域コミュニティ室
		②防災、環境保全、まちづくり等への男女共同参画の促進 ○条例や計画の周知徹底を図り、地域活動への男女の参画を促進する。 ○各種団体間の交流や情報交換を図り、あらゆる地域活動への男女共同参画を促進する。	A	総務課 地域コミュニティ室 関係各課
		③災害時における女性の保護への理解促進 ○災害時において女性の立場や子育てのニーズ等、女性の視点への配慮に対する理解を促進する。	B	総務課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成 24 年度～平成 28 年度）で実施あるいは検討する

【基本方向 3 就労場における男女共同参画の促進】

1. 現状と課題

市民意識調査で、さまざまな分野における男女の地位についての質問に対し、全体的に男性よりも女性の方が優遇されていると答えた項目は皆無で、社会の多くの分野で男性優位であると認識されています。

特に職場では、「男性の方が優遇されている」が合計 70.9%、「女性の方が優遇されている」が合計 4.4% となっており、その差（66.5 ポイント）が、他の分野と比較して一番大きく、職場での男女の不平等感を強く感じているという結果になっています。

平成 22(2010)年 7 月に実施した市内事業所(各団体)における推進状況調査では、正規従業員 5,516 名中、69.5% が男性、30.5% が女性であり、非正規従業員 4,074 名中、36.7% が男性、63.3% が女性となっています。また、管理職総数 1,386 名中、80.4% が男性、19.6% が女性であり、女性の就業率は高くなったものの、事業所においても、まだまだ補助的な役割を担う女性が多い状況にあり、女性の社会進出は進んではいますが、依然として、就労形態、労働条件、賃金などの職場における男女平等は、達成されていないことがうかがえます。

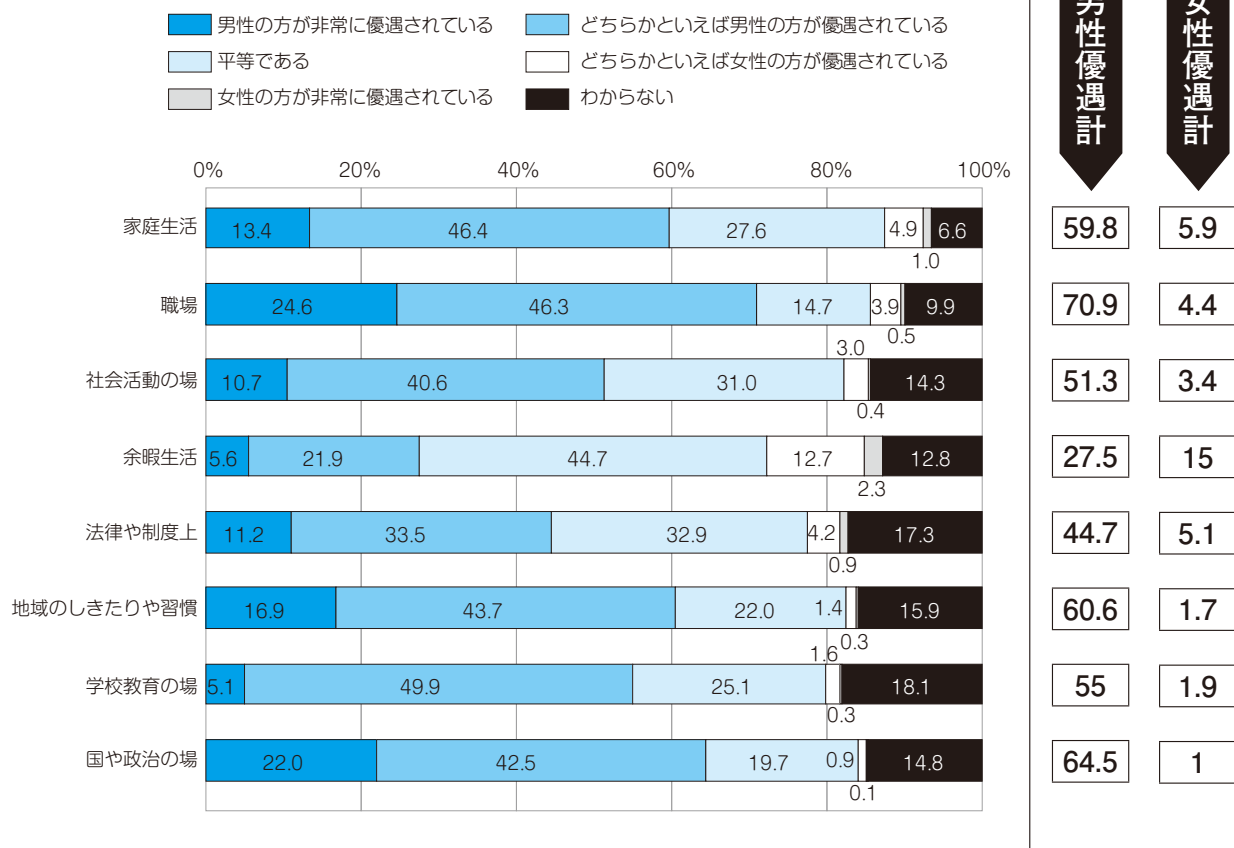
女性が、パートタイマー等の非正規就労をしたり、管理職になれない背景には、家事や育児といった家庭における責任が依然として妻に課されているため、長時間拘束されない働き方を選ばざるをえない現状があります。女性の能力が職場で発揮できるためには、家庭責任も仕事の責任も担う女性の二重負担を解消することが、今後の大きな課題となります。

また、職場等におけるセクハラやパワハラを防止するための研修、相談等を充実する事は、男女にとっての働きやすい職場の環境づくりにも重要な事であります。

基本条例は、事業者に対しても男女共同参画社会の形成を促進する責務を課しており、基本条例の周知徹底はもちろんのこと、講演会の実施や、事業所での取組み内容を広報等で広く紹介する等、事業所の積極的な取組みについて、啓発を実施する必要があります。

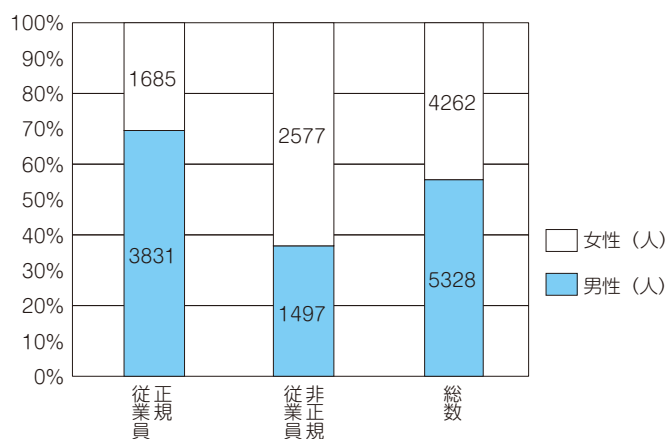
さらに、商工業、農業等自営業における女性は、労働時間と生活時間に明確な区別がつきにくい状況にあり、家事と労働の二重負担になっている現状があります。生産や販売の重要な担い手である女性の労働を適正に評価・認識し、さらに積極的な経営参画を促進するための支援が必要です。

■表 11 分野ごとの男女平等（％）

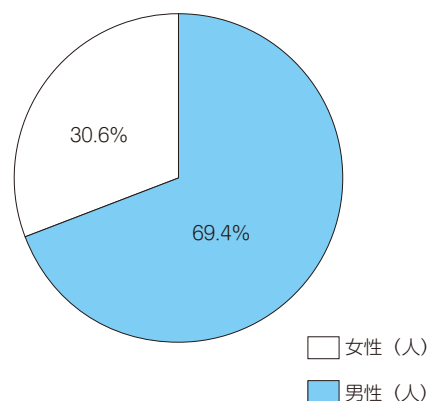


資料：平成 18 年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

■表 12 市内事業所（団体等）の従業員数

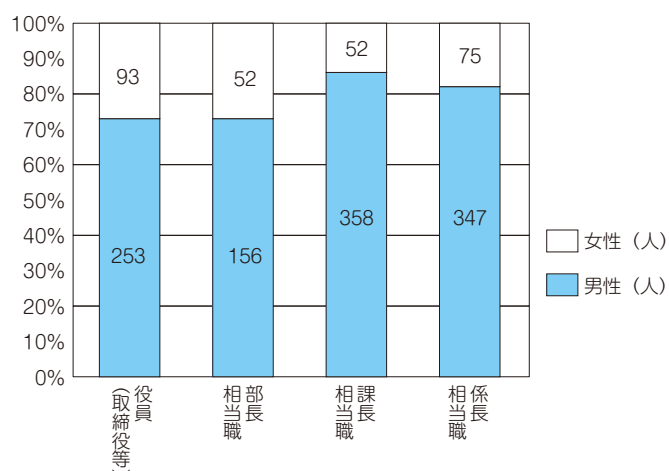


正規従業員割合

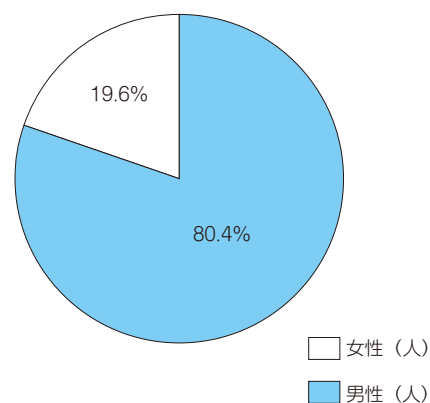


資料：平成 22 年度古賀市「市内事業所（団体等）における男女共同参画推進状況調査」

■表 13 市内事業所（団体等）の管理職者数

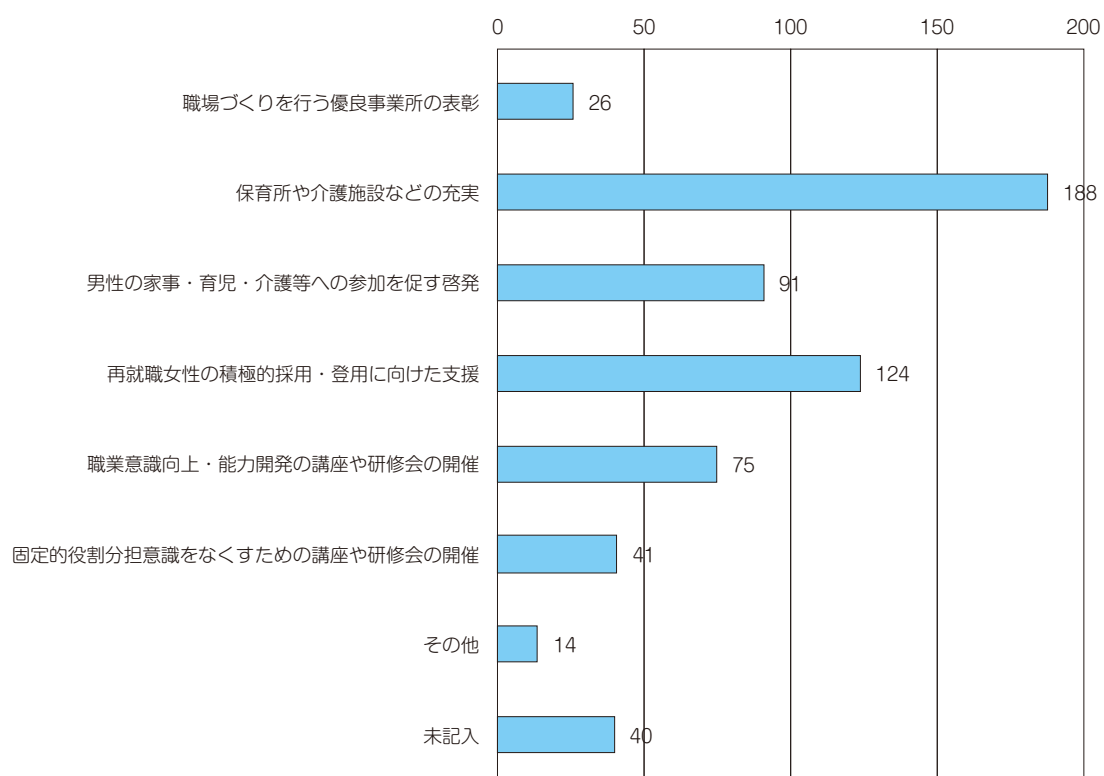


管理職総数



資料：平成 22 年度古賀市「市内事業所（団体等）における男女共同参画推進状況調査」

■表 14 「職場づくりに何が必要」（3つまで選択）



資料：平成 22 年度古賀市「市内事業所（団体等）における男女共同参画推進状況調査」

2. 基本施策（基本計画）

（１）事業所における男女共同参画の促進

事業主等を対象に、女性の登用促進や職域拡大を図るための研修会等の開催、勤労者を対象に「男女雇用機会均等法」や、「育児・介護休業法」等、労働に関する法律・制度の理解熟知ができるような研修の実施を関係機関に要請します。また、各事業所での取組みを広報等で紹介することにより、事業所における男女共同参画を推進します。さらに、条例の周知を図るとともに、男女共同参画推進状況調査を実施します。

（２）自営業（商工業、農業）における男女共同参画の促進

商工業、農業等自営業に関する男女がパートナーシップを築くための啓発や、女性の経営参画のための学習機会の提供を関係機関に要請するとともに、自営業における男女共同参画を推進するため「家族経営協定」※等の制度を周知し、締結の促進及び経営参画を推進するグループ活動の支援を図ります。

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向	基本施策（基本計画）	具体施策（実施計画）と事業内容	実施区分	担当課
3 就労の場における男女共同参画の促進	(1) 事業所における男女共同参画の促進	①研修会の開催及び冊子等を活用した理解促進 ○事業主等を対象とした研修会の実施を関係機関に要請する。 ○従業員を対象とした研修会の実施及び啓発冊子等の配布を関係機関に要請する。 ○モデル事業所を広報等で紹介する。	A	商工政策課
		②推進状況調査の実施 ○男女共同参画に関する調査を実施することにより事業所における男女共同参画を促進する。	A	商工政策課 総務課
	(2) 自営業（商工業、農業）における男女共同参画の促進	①学習機会の提供及び家族経営協定の締結等による経営参画の推進 ○研修会等の実施、啓発冊子の配布を関係機関に要請する。 ○農業女性の経営における役割を適正に評価し、就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を指導、促進する。	A	商工政策課 農林振興課
		②参画を目指すグループ活動の活性化 ○経営参画を目指し活動するグループに情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図る。	A	農林振興課

A：既の実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成24年度～平成28年度）で実施あるいは検討する

【基本方向 4 国際的視野に立った男女共同参画の推進】

1. 現状と課題

我が国の男女平等の取組みは、国際的な潮流や国連の動きに支えられながら、様々な国際条約の批准及び国内法の整備や改正がなされてきました。昭和 60(1985)年に批准した「女性差別撤廃条約」第 24 条「締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。」に基づき、国際的な協調に対する取組みは「基本法」や「基本条例」の基本理念にも掲げられています。

これら国際社会における女性の地位向上の成果を、古賀市の男女共同参画社会の形成に活かしていくためには、市民が国際的協調の視点に立って交流の場を広げ、平和、環境問題への協力など、国際社会に貢献していくことが重要です。

古賀市では、女性リーダー養成を目的として、平成 11(1999)年度から福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」や、日本各地で開催される「日本女性会議」への参加促進を図っており、その成果として、審議会等委員への登用や、地域における男女共同参画啓発推進委員の活動にも繋がっています。今後も国際的視野を持つためのリーダー養成事業への市民の参画を推進していく必要があります。

2. 基本施策（基本計画）

（1）国際的動向の理解推進

国際的視野を持つリーダーを養成する事業への市民の参加を推進するとともに、様々な機会を通じて国際的動向を把握し、男女共同参画を推進します。

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向	基本施策（基本計画）	具体施策（実施計画）と事業内容	実施区分	担当課
4 男女共同参画の推進	(1) 国際的動向の理解推進	①国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進 ○女性海外研修事業等の紹介や情報提供など国際研修等への参加を推進する。 ○国際交流事業を通じ国際的視野を持ち活躍できる人財を育成する。	A	総務課 経営企画課
		②国際的動向の把握 ○男女平等の取組を国際協調の下で推進する共通認識に立ち男女共同参画を推進する。	A	総務課

A：既の実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成 24 年度～平成 28 年度）で実施あるいは検討する

基本目標 Ⅲ

男女の自立と社会参画に向けた環境整備

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現には、女性の潜在的能力が引き出されるための学習機会と、能力を十分に発揮できる場が必要です。また、男性の家事・育児技術の取得等、生活における自立を促すための学習機会も求められています。

就業の有無にかかわらず、女性がその多くを担っている家庭における家事・育児・介護等の無償労働（アンペイドワーク※）を男女が共に担うとともに、特に育児期・介護期における働く女性の仕事と家庭の両立のため、ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）を実施することにより、仕事の質の向上を図り、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても多様な生き方を選択・実現することが必要なのです。

また、ワーク・ライフ・バランスを実施することにより、男性が過剰な責任を課され、自分自身を犠牲にした結果「自死」や「過労死」、「家庭崩壊」等の悲劇を生むことを防げると考えられます。

結婚、離婚観の変化や、家族形態も様々となり、生涯を単身で過ごす人や、ひとり親家庭が増加しています。どのような生き方を選択しても社会的に認められ、共に安心して生活ができるように、また、高齢社会の中で、健康で生きがいを持ち、豊かな高齢期を過ごせるように、経済的、精神的自立を促進するための施策や相談等の支援事業が求められています。

【基本方向 1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援】

1. 現状と課題

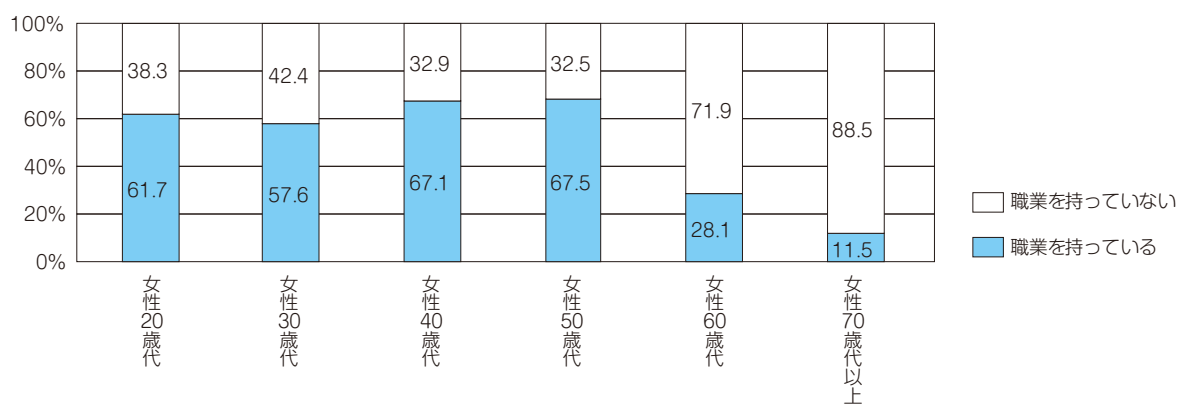
市民意識調査では、「現在職業を持っている」と回答した男性は72.3%、女性は51.5%でした。

女性の年代別職業の有無では、一般的に乳幼児を抱える比率が高い30歳代が、「職業を持っている」(57.6%)で、女性の20歳代～50歳代の中では一番低く、「職業を持っていない」(42.4%)で、同様に年代の中で一番高くなっています。「職業を持っていない」理由で、女性特有の回答として、「家事・育児との両立が困難だから」(8.2%で、40歳代では25.0%で1位)、「家事・育児に専念したいから」(6.1%で、30歳代では22.9%で1位)で、「働きたくても仕事が見つからない」と「家事・育児との両立が困難」の合計は約2割となっており、健康で就業を望みながらも働けない女性の割合が少なくないという現状がうかがえます。

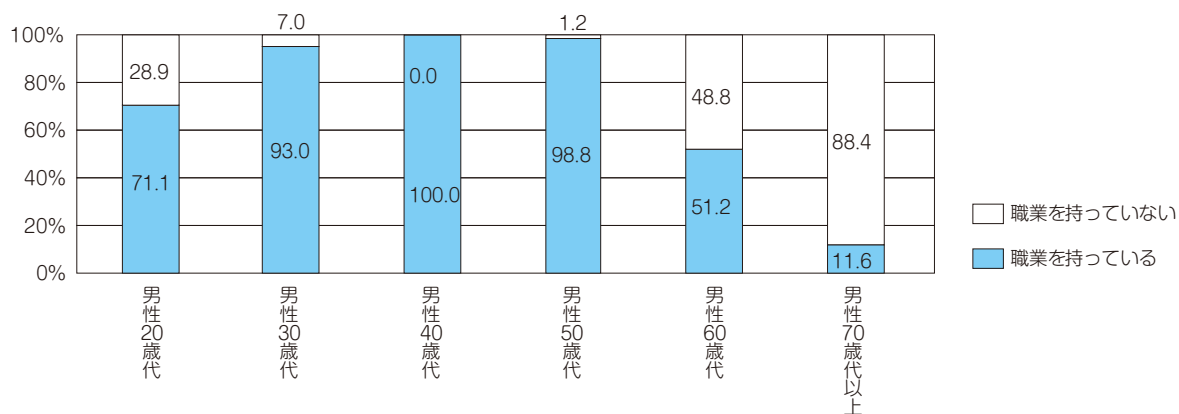
また、平成22年3月に報告された福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（以下「福岡県民意識調査」という。）の中で、「ずっと職業を持っている方がよい」と就業継続を理想とする女性の割合は41.1%ありましたが、現実には就労を継続している女性は30.3%でした。また、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と就労中断し、子育て後に再就業を理想とする女性の割合は40.1%ありましたが、実際に再就業した女性は33.1%でした。女性は何らかの形で職業を持つことを理想としても、現実には就労がかなわない場合も多い現状がうかがえます。

■表 15 職業の有無 (%)

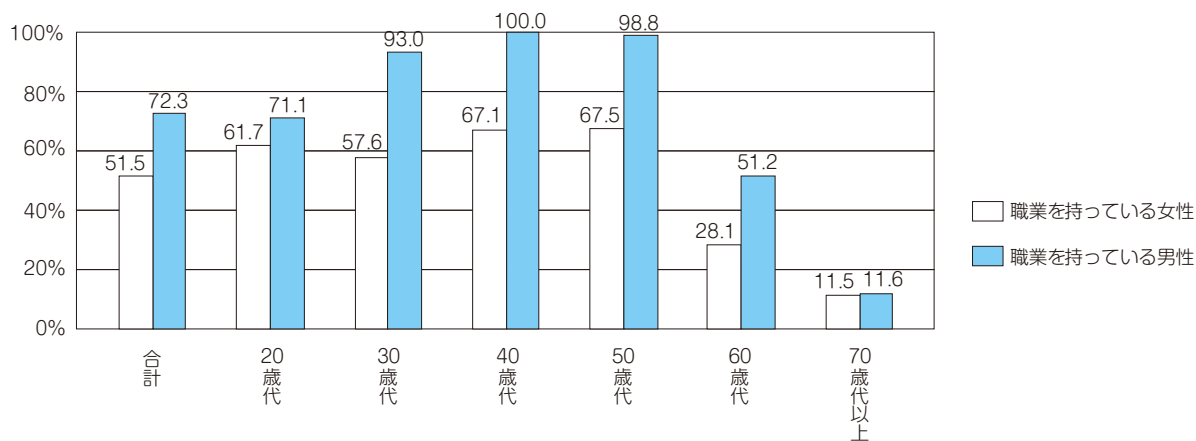
女性計 (N=468)



男性計 (N=339)



男女の比較



資料：平成 18 年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表 16 職業を持っていない理由（女性の年代別集計：％）

	全体 (N=428)	20代 (N=35)	30代 (N=48)	40代 (N=52)	50代 (N=75)	60代 (N=118)	70代以上 (N=83)
まだ学生だから	3.3	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
主婦や母親は家庭にいるべきだから	2.8	2.9	0.0	1.9	4.0	1.7	4.8
家事・育児に専念したいから	6.1	5.7	22.9	7.7	4.0	3.4	1.2
年をとったから	21.7	0.0	0.0	1.9	16.0	33.1	45.8
定年退職したから	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	19.5	13.3
安定した収入があり生活に困らないから	4.4	0.0	2.1	7.7	6.7	5.1	3.6
女性が働いても収入が知れたものだから	2.6	5.7	4.2	0.0	5.3	0.0	1.2
子どもを預けるところがないから	1.9	5.7	6.3	3.8	0.0	0.8	0.0
自分の健康状態が思わしくないから	11.4	5.7	6.3	7.7	18.7	10.2	14.5
家事・育児との両立が困難だから	8.2	8.6	20.8	25.0	5.3	0.8	2.4
高齢者や病人などの介護があるから	5.1	0.0	6.3	1.9	10.7	5.1	2.4
働きたくても仕事が見つからないから	10.3	8.6	10.4	19.2	14.7	9.3	4.8
自分に適した仕事がないから	9.6	11.4	12.5	21.2	8.0	7.6	4.8
その他	3.7	5.7	8.3	1.9	6.7	2.5	1.2
特に理由はない	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0

■ は、年代別で最大の％を示す理由

資料：平成 18 年度 古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

表 17 女性の働き方について（～“理想と現実”～：％）

	項 目	全体 (N=3,874)	女性計 (N=2,165)	男性計 (N=1,709)
理想	ずっと職業を持っている方がよい	38.0	41.1	34.1
現実	ずっと職業を持っている	35.6	30.3	42.2
理想	結婚するまでは職業をもち、あとはもたない方がよい	2.7	1.8	3.9
現実	結婚するまでは職業をもっていたが、あとはもっていない	11.8	12.4	11.1
理想	子どもができるまでは、職業をもち、あとはもたない方がよい	4.0	3.1	5.1
現実	子どもができるまでは、職業をもっていたが、あとはもっていない	6.8	7.3	6.3
理想	子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	41.4	40.1	43.1
現実	子どもができて職業をやめ、大きくなって再び職業をもった	29.9	33.1	25.8
理想	女性は職業をもたない方がよい	0.6	0.4	0.8
現実	職業をもったことがない	2.1	2.2	2.0
理想	その他	5.3	5.3	5.2
現実	その他	4.6	6.2	2.6
理想	わからない	6.8	6.8	6.7
現実	わからない	6.0	4.9	7.3
理想	不明	1.2	1.3	1.1
現実	不明	3.1	3.5	2.7

資料：平成 22 年度福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

表 18 女性が働き続けるために必要なこと（3つまで選択：％）

項 目	全体 (N=3,874)	女性計 (N=2,165)	男性計 (N=1,709)
資金の男女格差を改める	18.3	17.6	19.2
昇進・昇格の男女格差を改める	10.7	9.1	12.7
女性の能力向上を図るとともに、女性の能力を正當に評価し、積極的に管理職に登用する	21.0	19.7	22.7
残業や休日出勤ができないことで不利な扱いをしない	21.8	25.7	16.7
結婚したり出産したりすると勤めにくいような慣習を改める	29.8	28.8	31.1
育児休業や短時間勤務制度などの仕事と家庭が両立できる制度を充実する	39.7	40.9	38.2
労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、多様な働き方の見直しを進める	18.5	20.1	16.4
仕事と家庭が両立できる制度が利用しやすい職場の雰囲気づくりをする	32.9	33.9	31.8
女性が働くことについて、上司や同僚の認識を改める	6.8	6.7	7.0
男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする	13.9	15.4	12.1
結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する	32.8	32.6	33.1
求人・職業情報を積極的に提供する	4.2	4.3	4.0
職業生活を続けていく上での相談窓口を充実する	3.5	3.3	3.7
その他	1.7	1.2	2.3
不明	3.4	3.5	3.3

は、％が高い理由（3つ）

資料：平成 22 年度福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

2. 基本施策（基本計画）

（１）職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援

少子高齢の中、男女共同参画社会実現を目指し、男女が共に職業生活と家庭・地域生活の両立ができるように、様々なニーズに応える保育内容及び保育施設の充実を図るとともに、地域の子育てや介護支援体制の整備を推進します。

（２）女性の能力発揮に対する支援

女性が働くことの意義や責任に関する啓発を実施するとともに、就労や再就職のための情報提供を行います。

（３）男性の社会的自立に対する支援

男性が家庭生活や地域社会活動に参加できない状況を男性問題にとらえ、男性を対象に生活の自立を促す家事技術支援講座の実施、地域住民としての活動を促す学習機会の提供を行います。

（４）ひとり親家庭の自立に対する支援

母子・父子家庭の生活安定を図るため、生活支援員派遣事業等生活支援策の周知、就労に関する相談・情報提供など、ひとり親家庭の自立に対する支援を実施します。

（５）重複差別を受けないための支援

同和問題をはじめとする様々な人権課題を持つ女性の人権が尊重され、安心して日常生活が送れるよう研修機会の提供、相談事業の実施等により社会参画や差別を受けないための支援を実施します。

（６）豊かな高齢期を送るための支援

高齢者が生きがいを感じることができる生活を地域で支え合うシステムづくりや、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、知識や経験、特技を活かしながら社会活動に参加し、社会との関わりを持ち続けられるよう、生きがい貢献活動を支援します。



基本目標 Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策（実施計画）と事業内容	実施区分	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	(1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援	①ニーズに合った保育内容、施設の充実 ○待機児童の解消を図るとともに保育内容、施設の充実を図る。 ○公的機関に授乳コーナー等を設置し、子育ての環境整備を行う。	A	子育て支援課
		②地域の子育て・介護支援体制の整備 ○地域における育児相談、支援体制を充実する。 ○地域における介護支援体制を充実する。	A	子育て支援課 介護支援課
	(2) 女性の能力発揮に対する支援	①就業意識の向上、定着の促進 ○関係機関と連携し、労働の重要性についての啓発を実施する。	A	商工政策課
		②就労、再就職のための情報提供 ○女性の再就職や起業を支援するための情報を提供する。	A	商工政策課 総務課
	(3) 男性の社会的自立に対する支援	①生活の自立を促す家事技術支援講座の実施 ○男性を対象に、性別にとらわれず自分らしい生き方を見つける講座、料理教室等を開催する。	A	生涯学習推進課
		②地域住民としての活動を促す学習機会の提供 ○防犯、青少年育成、文化の継承、環境保全等の地域活動への参加を促す学習の場を提供する。	A	関係各課
	(4) ひとり親家庭の自立に対する支援	①就労に関する情報提供、技能習得のための支援 ○関係機関と連携し、必要な情報を提供する。	A	子育て支援課
		②ひとり親家庭への支援施策の周知 ○母子家庭、寡婦及び父子家庭への生活支援策等について周知を図る。	A	子育て支援課
	(5) 重複差別を受けないための支援	①女性の人権尊重のための社会的認識の育成 ○女性問題に関する啓発を推進する。 ○広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌による啓発を推進する。	A	総務課 人権センター
		②同和問題をはじめとする様々な人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実 ○支援に向けての情報を提供する。 ○相談事業を充実する。	A	総務課 人権センター 福祉課
	(6) 豊かな高齢期を送るための支援	①男女が共に参加するライフプランニングに関する研修会及び相談事業の実施 ○中年期から高齢期の過ごし方について生活設計を立てるための学習の場を提供する。	A	生涯学習推進課
		②生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立 ○地域において介護を支え合うシステムを拡充し介護従事者の社会参画を支援する。 ○介護予防の視点から、地域において行う、生きがい貢献活動を支援する。 ○高齢者の知識・技術を活用し、生きがいづくりや社会参画を支援する。	A	介護支援課 生涯学習推進課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成24年度～平成28年度）で実施あるいは検討する

【基本方向 2 生涯を通じた健康管理への支援】

1. 現状と課題

男女が共に生き活きと暮らしていくことができる社会を実現するためには、生涯を通じて心身ともに健康であることが最も重要なことです。

母体の保護と母子保健対策の推進のため、ライフステージに合わせた健康問題等を気軽に相談できる体制の充実や、健康診査の受診率向上に努め、早期発見、早期治療を図ることが大切です。また、「自死」者や、「過労死」等、人命を脅かす様々な要因を、できるだけ無くしていくための啓発と相談事業の充実を図らなければなりません。

男女が、互いの性による身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しながら、相手に対する思いやりをもって、健康で生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。さらに、女性が自分らしく生きていくためには、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康・権利）の情報や、市民への学習機会を提供していく必要があります。

2. 基本施策（基本計画）

（1）生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進

妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実を図り、母子の心身の健康保持を支援します。

また、あらゆる世代を対象に、ライフステージや性別に応じた健康の管理、保持増進のための健康教育・相談の実施、「自死」者や、「過労死」等人命や健康を脅かす問題に関する啓発と情報提供を実施します。

（2）リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進

女性の性的健康の自己決定権を保障する考え方で、それを女性の人権のひとつとして位置づけた男女の意識啓発と、母性機能が社会的に重要な機能であるという認識を浸透させるための啓発を実施するとともに、子どもの発達段階に応じて自分や家族を含むすべての人の権利や命を大切にする心を育む性教育を推進します。

基本目標 Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策（実施計画）と事業内容	実施 区分	担当課
2 生涯を通じた健康 管理への支援	(1) 生涯を通じた健康 の保持・増進施策 の推進	①母体の保護と母子保健対策の推進 ○女性のライフステージにおける健康問題や心の悩み等を気軽に相談できる体制を充実する。 ○妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実、女性の主体的な避妊のための知識普及を図り、母子の心身の健康保持を支援する。 ○健康診査の受診を呼びかけ乳がん、子宮ガン、骨粗しょう症等の予防対策を更に推進する。	A	予防健診課
		②男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供 ○男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように健康教育、学習を充実する。 ○健康診査の受診率の向上に努め病気の早期発見を図る。 ○保健指導、健康的な食生活及び運動習慣の確立、更年期障害の軽減、肥満の予防、高齢期における健康保持を図る。 ○H I V／エイズ、性感染症に対する正しい知識の普及啓発を図る。 ○薬物乱用の害について情報提供し防止を図る。 ○「自死」の問題について情報提供し防止を図る。	A	予防健診課 生涯学習推進課 青少年総合センター
	(2) リプロダクティブ・ヘルス／ ライツの理解促進	①性と生殖に関する健康・権利に関する情報及び学習機会の提供 ○性と生殖を含む健康に関する自己決定権を基本的人権ととらえたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念について、セミナーや情報誌により啓発を図る。	A	総務課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成24年度～平成28年度）で実施あるいは検討する



基本目標 IV

女性への 暴力根絶

女性に対する暴力については、平成 5（1993）年に国連で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の中で、「肉体的、精神的、性的、心理的な損害や苦痛を生じさせる性別に基づくあらゆる暴力行為」と定義し、「暴力」を①家庭内暴力、②一般社会の中での暴力（人身売買、買売春、セクハラ等）、③国家による暴力（拘束中の暴力等）と 3 つに

分類し、暴力の撤廃のため必要な措置を勧告し、平成 12（2000）年の国連 2000 年会議においても女性への暴力防止に関する事項について、法的措置の必要性が認識されるなど世界的に大きな成果がありました。

一方国内では、平成 9（1997）年に「男女雇用機会均等法」改正により、新たにセクハラの防止については雇用主の責任であることが明記され、平成 13（2001）年 4 月には、「配偶者暴力防止法」が成立しました。

暴力は基本的人権を侵害するものであり、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含むものであり、特に女性に対する暴力の背景には、男性優位の意識や男女の経済力の格差などの社会状況があります。

中でも配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス = DV ※）は、家庭内において行われるため、外部からの発見が難しく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があり、命に関する重大な事件に至る場合もあります。

古賀市では、本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画と位置付け、関係機関と連携しながら暴力根絶に向け推進に努めるものです。

【基本方向 1 女性への暴力根絶と被害者支援】

1. 現状と課題

市民意識調査では、配偶者（パートナー・恋人）から暴力を受けた経験があるかとの質問に「暴力を受けた経験はない」が 69.0%（女性 62.1%、男性 81.8%）、「何らかの暴力を受けた」が 31.0%（女性 37.9%、男性 18.2%）となっており、家庭内暴力は男性も暴力を受けている実態が明らかとなっていますが、依然として被害者の多くが女性という結果になっています。

福岡県民意識調査では、配偶者からの暴力の被害経験について、「身体的暴力を何度も受けた、1・2 度受けた」女性が 19.5% で、同じく「恐怖を感じるような脅迫を何度も受けた、1・2 度受けた」女性が 14.4% となっています。

女性に対する暴力に関する法制度は整備されてきましたが、問題の潜在性に加えて、被害者及び加害者に対する周囲の人々（社会）の理解不足や不十分な対応などの問題も多く、法制度が十分に活用されない状況があります。

女性に対する暴力は、家庭や社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女がおかれている状況や過去の歴史からの女性差別意識の残存に根差した構造的問題であることを十分に認識したうえで対処していく必要があります。

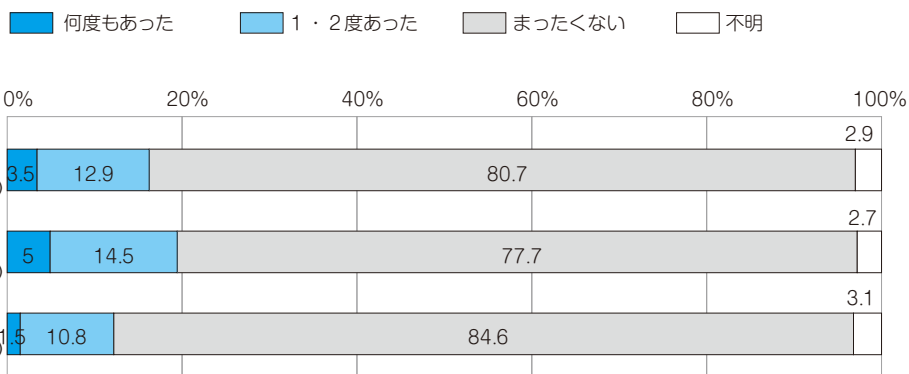
表 19 家庭内暴力の経験 (%)

項 目	全体 (N=838)	女性計 (N=535)	男性計 (N=297)
何を言っても長期間無視し続ける	4.9	4.7	5.1
交友関係や電話を細かく監視する	3.5	3.4	3.7
「自分が家にいるときは、外出しないように」と威圧的に言う	2.1	2.4	1.7
生活費を渡さない	1.4	1.9	0.7
「誰のおかげで食べられるんだ」とどなる	3.7	5.2	1.0
避妊に協力しない	1.1	1.7	0.0
押したり、つかんだり、つねったり、こづいたりする	2.1	2.8	1.0
おどしや暴力によって、意に反して性的な行為を強要する	1.6	2.2	0.0
げんこつや身体を傷つける可能性のあるもので殴るふりをして脅す	2.6	3.4	1.0
げんこつで殴ったり、蹴ったりする	3.6	4.7	1.7
身体を傷つける可能性があるものでたたく	1.1	1.1	1.0
立ち上がれなくなるまで、殴る、蹴るなどひどい暴力をふるう	0.4	0.6	0.0
包丁などの刃物を突きつけて脅す	0.5	0.6	0.3
身体的な暴力（上記濃い部分）の合計	11.9	15.4	5.0
その他	2.5	3.4	1.0
暴力を受けた経験はない	69.0	62.1	81.8

資料：平成 18 年度古賀市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

■表 20 DV（配偶者等からの暴力）被害経験（％）

①なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた。



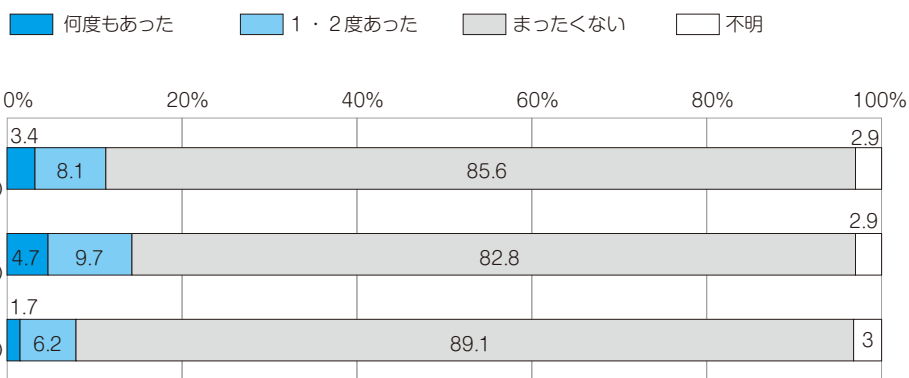
あった合計

16.4

19.5

12.3

②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。



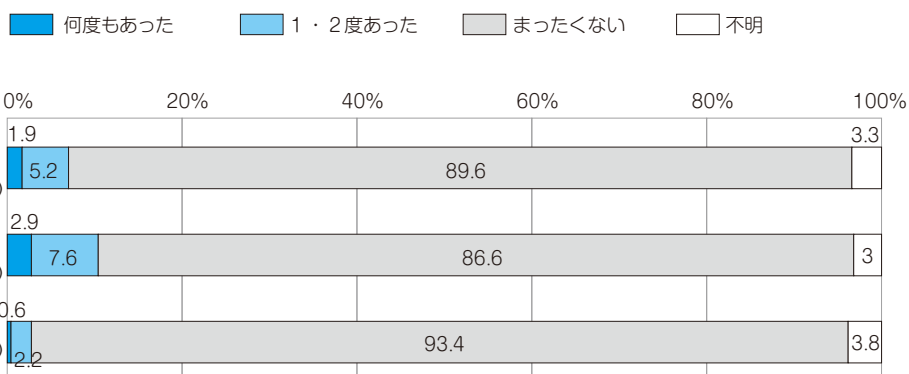
あった合計

11.5

14.4

7.9

③嫌がっているのに性的な行為を強要された、あるいは避妊を拒否された、あるいは中絶を強要された。



あった合計

7.1

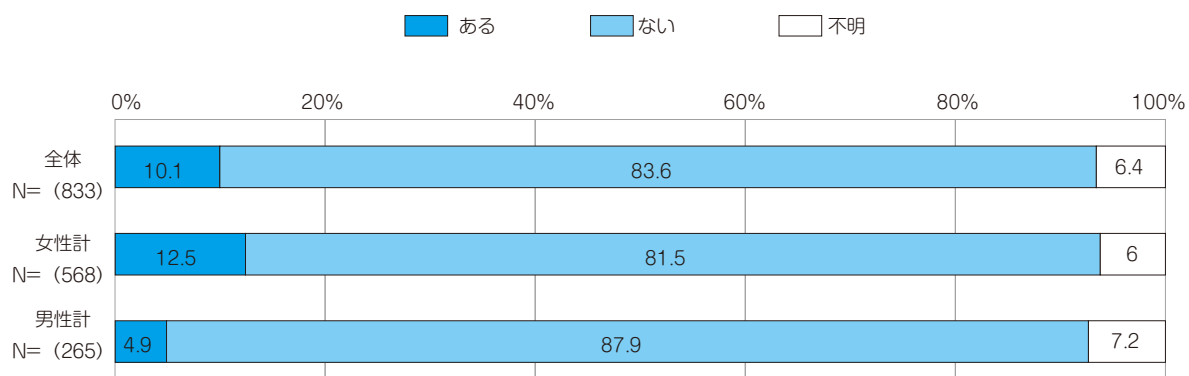
10.5

2.8

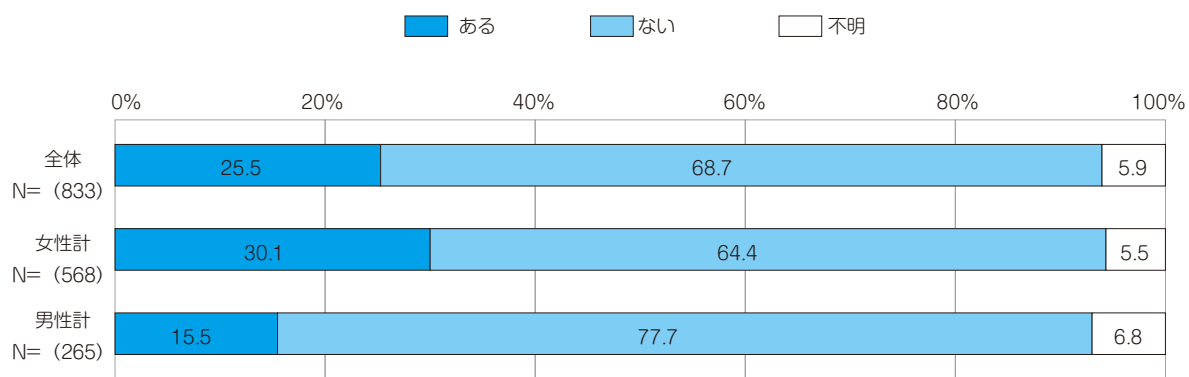
資料：平成 22 年度福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

■表 21 DV（配偶者等からの暴力）による被害（％）

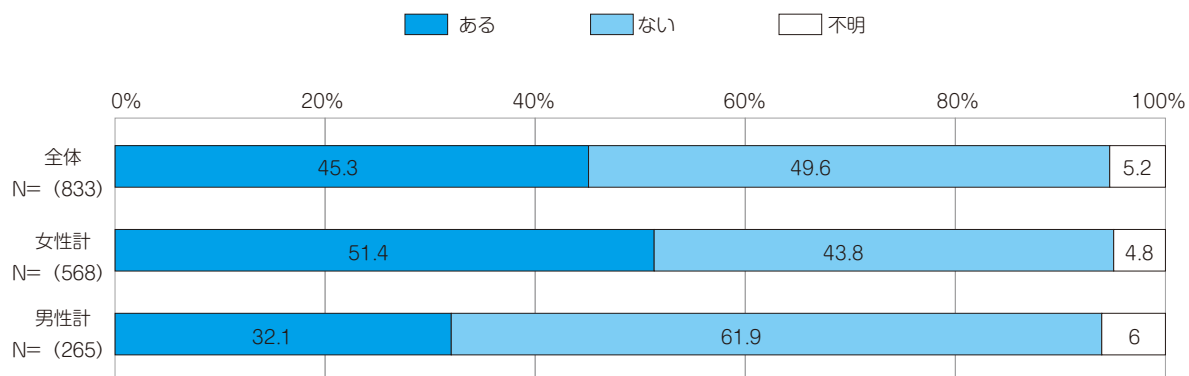
①命の危険を感じた



②怪我をした



③精神に不調をきたした



資料：平成 22 年度福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

2. 基本施策（基本計画）

（１）配偶者からの暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力、特に配偶者からの暴力が、重大な人権侵害であり、犯罪であることの理解や認識を求め、あらゆる暴力を防止するために各種媒体を通した啓発、暴力を防止する環境づくりを推進します。

暴力には、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的暴力があることを示しながら、暴力をしない、させないための取組みを進めていきます。特に若い頃から正しい理解を進めることが大切です。若年層でも交際相手からの暴力（デートDV※）が発生しており、関係機関との連携を図りながら中・高校生を対象としたデートDV講演会の開催等、啓発の充実に努めます。

また、被害を受けた女性が相談しやすい窓口の充実や、相談カードの設置、配布など相談機能がより発揮できる体制を作るとともに、支援を必要としている被害者に対しては、関係機関との連携による保護施策の充実に図ります。

（２）セクハラ等女性への暴力の根絶

女性に対する暴力を容認しない社会環境を整えるとともに、セクハラ被害を受けた女性が相談しやすい窓口の充実など、相談機能がより発揮できる体制を作るよう市内企業等への啓発を実施するとともに、支援を必要としている被害者に対しては、関係機関との連携による保護施策の充実に図ります。

基本目標 IV 女性への暴力根絶

基本方向	基本施策 (基本計画)	具体施策（実施計画）と事業内容	実施 区分	担当課
1 女性への暴力根絶と被害者支援	(1) 配偶者からの暴力の根絶に向けた取組	① DV（デート DV を含む）防止に向けた啓発及び研修会の開催 ○暴力防止キャンペーンや講演会等を実施する。 ○広報、チラシ、ホームページなどを通して周知し、理解を促す。 ○関係機関に事業所等を対象とした研修会の開催を要請する。 ○中・高校生を対象とした、「デート DV」講座を開催し、若い時期からの意識づけや対処方法等について啓発を実施する。 ○職員研修のテーマに取り上げる。	A	総務課 人事課 学校教育課 人権センター 商工政策課
		② DV 相談機能（女性ホットライン等）の充実・強化 ○講演会等において「相談カード」の配布や、女性用トイレに「相談カード」を設置し、ホットラインの存在を周知徹底する。 ○関係各課と連携を図り、相談窓口や、相談事業の周知を図る。	A	子育て支援課 人権センター 総務課
		③ DV 被害者支援体制の整備と連携強化 ○関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施する。 ○近隣市町村との連携した取組みを推進する。 ○自立までの間、生活支援を行う。 ○医療関係者、警察、人権擁護委員、婦人・母子相談員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、関係各課等と連携して取組む。	A	子育て支援課 人権センター 関係各課
	(2) セクハラ等女性への暴力の根絶	①セクハラ・パワハラ等女性に対する暴力を防止する環境づくり ○女性に対する暴力を容認しない社会環境を醸成し、安心安全のまちづくりを推進していく。 ○県内で暴力根絶の活動をしている民間グループとの連携を保つ。 ○職員研修のテーマに取り上げる。	A	人権センター 総務課 関係各課

A：既に実施しており、今後も継続・拡充する

B：前期（平成 24 年度～平成 28 年度）で実施あるいは検討する

IV 計画の推進

IV 計画の推進

1. 庁内推進体制の機能強化

「古賀市男女共同参画計画」は市政のあらゆる分野における基本的な計画であり、その推進にあたっては全庁的な取組みを要します。また、「基本条例」第15条で「施策の推進体制の整備等」を規定しています。「基本条例」及び「設置規程」に基づき市長を本部長とした「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心に、計画を着実に推進していきます。さらに、市政に携わる各部門の職員で構成し、推進本部の所掌事務を専門的に調査研究する「男女共同参画推進委員会」を設置し、効果的な施策を推進していきます。

2. 市民・企業・関係団体等との連携

「基本条例」では、第6条に「事業者の責務」を規定し、「事業活動が男女共同参画社会の形成の促進に重要な役割を果たすことから基本理念にのっとり、男女が対等に参画する機会を確保し…」としており、さまざまな機会を通じて「基本条例」及び計画の浸透を図り、男女共同参画を推進していきます。

また、地域や家庭において市民が男女共同参画社会の形成に理解を深め、主体的に参画するように男女共同参画セミナーやつどい、出前講座等の啓発活動を市民との共同で啓発実施していくとともに、男女共同参画に賛同する市民団体等のネットワーク化を図り、活動拠点の整備等、市民と連携した推進を図っていきます。

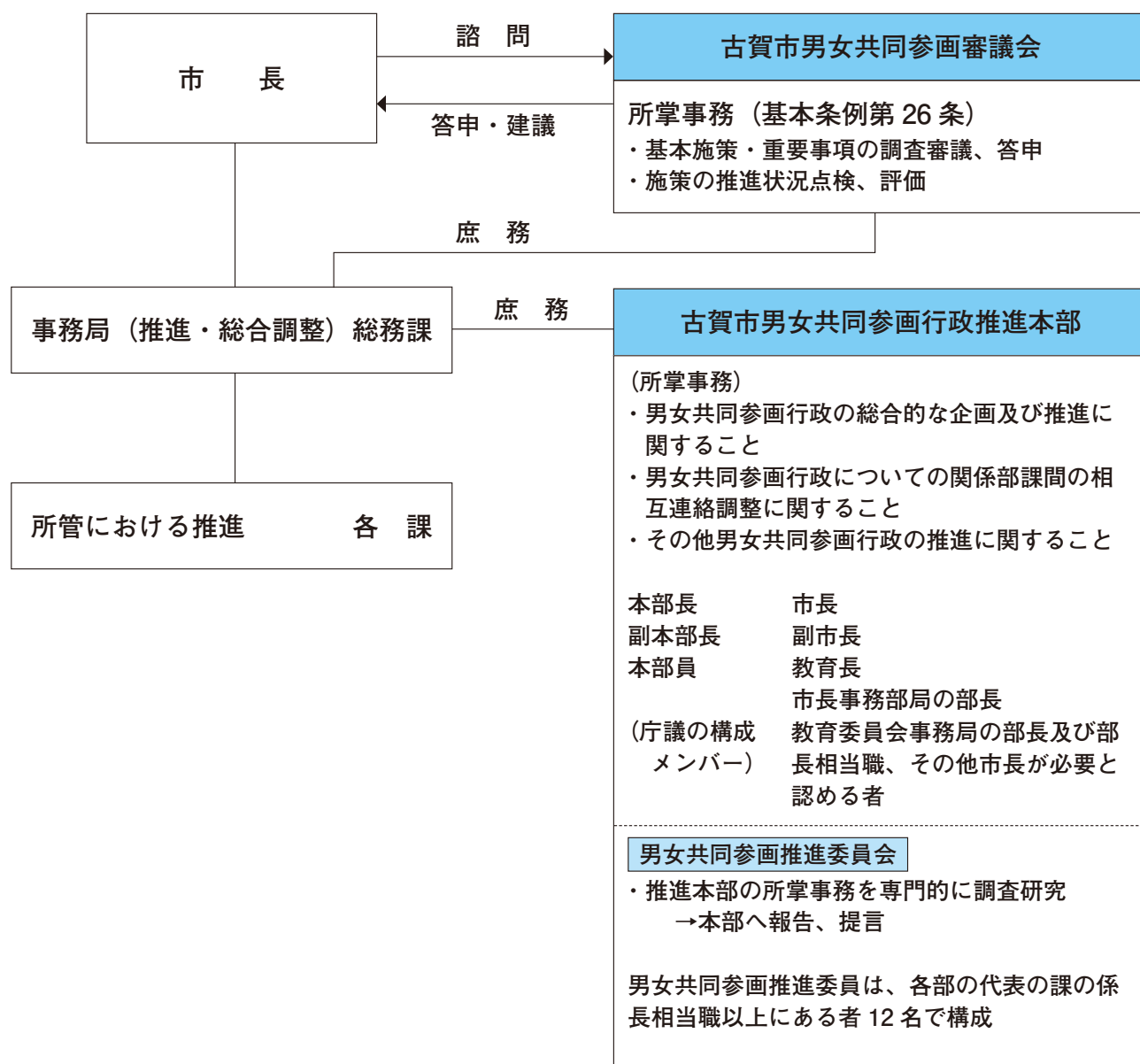
3. 計画の見直し

計画の推進にあたっては、「基本条例」に基づき計画の実施状況を点検、評価し、社会情勢に対応した適切な施策を効果的に進めるため、定期的に市民意識調査を実施するとともに、計画期間中の見直しを適宜行います。

4. 制度に対する苦情の申し出

「基本条例」では、第23条に「施策に対する苦情の処理」を規定し、「男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けたときには、苦情の処理のための必要な措置を講ずるものとする」としています。広く市民からの意見を聴くものであり、男女共同参画社会の効果的な施策を推進していきます。

古賀市男女共同参画に関する推進体制



参考資料

1. 国際婦人年以降の男女共同参画に向けての国内外の主な動き	54～55
2. 男女共同参画社会基本法	56～58
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	59～65
4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	66～71
5. 福岡県男女共同参画推進条例	72～73
6. 古賀市男女平等をめざす基本条例	74～77
7. 古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程	78
8. 古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱	79
9. 男女共同参画審議会への諮問書	80
10. 男女共同参画審議会からの答申書	81
11. 男女共同参画審議会審議内容	82
12. 男女共同参画審議会名簿	83
13. 用語解説	84～85
・アンペイドワーク	
・エンパワーメント	
・家族経営協定	
・固定的性別役割分担意識	
・社会的性別（ジェンダー）	
・ジョブローテーション	
・ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	
・セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	
・ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV	
・「2020年30%」	
・パワー・ハラスメント（パワハラ）	
・メディア・リテラシー	
・ワーク・ライフ・バランス	
・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	

国際婦人年以降の男女共同参画に向けての国内外の主な動き

年	世 界	国・福岡県	古賀市
1975 年 (昭和 50 年)	・ 国際婦人年 ・ 「国際婦人年世界会議」開催 （メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 ・ 「国連婦人の 10 年」決定	・ 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976 年 (昭和 51 年)	国連婦人の十年		
1977 年 (昭和 52 年)		・ 「国内行動計画」策定 ・ 「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978 年 (昭和 53 年)		・ 県「婦人関係行政推進会議」設置 ・ 県「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979 年 (昭和 54 年)		・ 第 34 回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	・ 県「婦人対策室」設置
1980 年 (昭和 55 年)		・ 「国連婦人の 10 年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） 「女子差別撤廃条約」署名式	・ 「女子差別撤廃条約」署名 ・ 県「福岡県行動計画」策定
1981 年 (昭和 56 年)		・ 「女子差別撤廃条約」発効	・ 「国内行動計画後期重点目標」発表
1982 年 (昭和 57 年)		・ 県「福岡県行動計画」改訂	
1983 年 (昭和 58 年)		・ 「国連婦人の 10 年」1985 年世界会議準備委員会	
1984 年 (昭和 59 年)		・ 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布（S60.1.1 施行）	
1985 年 (昭和 60 年)		・ 「国連婦人の 10 年」最終年世界会議開催（ナイロビ） 「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	・ 「男女雇用機会均等法」公布 ・ 「女子差別撤廃条約」批准・発効 ・ 県婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1986 年 (昭和 61 年)		・ 「男女雇用機会均等法」施行 ・ 県「婦人対策室」が「婦人対策課」へ ・ 県「第 2 次行動計画」策定	
1987 年 (昭和 62 年)		・ 「新国内行動計画」策定	
1988 年 (昭和 63 年)		・ 「改正労働基準法」施行	
1989 年 (平成元年)		・ 学習指導要領の改訂 （高等学校家庭科の男女必修等）	
1990 年 (平成 2 年)	・ 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 年 (平成 3 年)		・ 「新国内行動計画」（第 1 次改定）策定 ・ 「育児休業法」公布 ・ 県「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更	
1992 年 (平成 4 年)		・ 「育児休業法」施行	
1993 年 (平成 5 年)	・ 国連総会にて「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994 年 (平成 6 年)	・ 「国際人口・開発会議」開催（カイロ） ・ 国連総会にて「人権教育のための国連 10 年」決議（1995 年～2004 年）	・ 総理府に（総理府令一部改正） 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 ・ 「男女共同参画推進本部」設置	
1995 年 (平成 7 年)	・ 第 4 回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	・ 「育児休業法」改正 （介護休業制度の法制化）	

年	世 界	国・福岡県	古賀市
1996 年 (平成 8 年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・県第 3 次「福岡県行動計画」策定 ・県「福岡県女性総合センター」(あすばる) 開館	10 月・社会教育課所管「女性問題懇話会準備会」発足
1997 年 (平成 9 年)		・「男女雇用機会均等法」改正	
1998 年 (平成 10 年)			6 月・「平成 10 年度女性問題懇話会」設置
1999 年 (平成 11 年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	4 月・企画課に「女性政策係」設置 7 月・「平成 11 年度女性問題懇話会」設置 10 月・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画」策定	4 月・「女性問題懇話会」が「男女共同参画推進懇話会」へ名称変更
2001 年 (平成 13 年)		・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・一部施行 ・県「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行	3 月・男女共同参画推進懇話会「男女共同参画社会に向けての提言」提出 5 月・「古賀市男女共同参画計画策定委員会」設置
2002 年 (平成 14 年)		・「配偶者暴力防止法」全面施行 ・県「福岡県男女共同参画計画」策定	4 月・「こが女性ホットライン」開設
2003 年 (平成 15 年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	3 月・「古賀市男女共同参画計画」策定 5 月・「古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程」公布
2004 年 (平成 16 年)		・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など)	12 月・「古賀市男女平等をめざす基本条例」制定
2005 年 (平成 17 年)	・「第 49 回国連婦人の地位委員会」(北京 +10) (ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定	4 月・「古賀市男女平等をめざす基本条例」施行 ・第 1 回「古賀市男女共同参画審議会」開催
2006 年 (平成 18 年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・県「第 2 次福岡県男女共同参画計画」策定 ・県「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	10 月・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(対象:2,000 名、回答:820 名)
2007 年 (平成 19 年)		・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章と行動指針策定	4 月・機構改革により市民部市民共働課へ所管変更 10 月・「古賀市男女共同参画計画」の「後期実施計画」策定
2008 年 (平成 20 年)		・「改正配偶者暴力防止法」施行	5 月・行政区長会「あすばる」研修
2009 年 (平成 21 年)	・女子差別撤廃委員会の最終意見公表	・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付など)	
2010 年 (平成 22 年)		・「男女共同参画基本計画(第 3 次)」閣議決定	7 月・市内事業所における男女共同参画推進状況調査(対象:799 社、回答:293 社)
2011 年 (平成 23 年)		・県「第 2 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・県「第 3 次福岡県男女共同参画計画」策定	1 月・入札参加資格申請に伴う男女共同参画推進状況調査(報告:1,802 社) 4 月・機構改革により総務部総務課へ所管変更 6 月・男女共同参画審議会「第 2 次古賀市男女共同参画計画」諮問に基づき策定に向け審議、答申 12 月
2012 年 (平成 24 年)			2 月・パブリックコメント実施 3 月・「第 2 次古賀市男女共同参画計画」策定

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に

行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要

因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日)(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年 六月 二日法律第 六四号

同 一九年 七月一日同 第一一三号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法

な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、

就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、

被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族

等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者

暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命

令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の

管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を

行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規

定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権

利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所そ

の他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、

教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されてい

る種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスから

の利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同

一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行

う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付す

る。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

福岡県男女共同参画推進条例

(平成十三年十月十九日)(福岡県条例第四十三号)

目次

- 第一章 総則(第一条-第七条)
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第八条-第二十一条)
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画につい

て広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告

書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

古賀市男女平等をめざす基本条例

(平成 16 年 12 月 21 日) (条例第 18 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 10 条)

第 2 章 基本的施策等 (第 11 条—第 22 条)

第 3 章 苦情等の処理 (第 23 条・第 24 条)

第 4 章 古賀市男女共同参画審議会 (第 25 条—第 27 条)

第 5 章 雑則 (第 28 条)

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、我が国の男女平等を目指す取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など、国際社会における取組と連動しながら着実に進められてきました。しかし、男女の役割を性別により固定化する考え方は依然として根強く、性別に起因する差別や偏見を助長し、そのため両性の自由な生き方が阻まれるなど、真の男女平等の達成には、なお一層の努力が必要とされています。

一方、少子高齢化の進行や国内経済活動の成熟化等社会経済情勢の急激な変化に対応していく上でも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

このような中で、地方分権時代を迎え地域の特性を生かした市民参画の地方自治が求められている今、すべての市民が共に生き、共に支え合う人権尊重都市を目指し、市民と行政が将来に向かって、男性と女性が対等なパートナーシップで真の男女平等を達成することにより、さらに心豊かに暮らせるまちづくりを目指すため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、自治会等の自治組織（以下「自治組織」という。）及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより真の男女平等を達成し、もって一人一人の人権が尊重され、豊かで活力ある古賀市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者及び市内を活動拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず、事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域その他のあちゆる教育の場において教育に携わる者をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく社会制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、社会のあらゆる分野において自らの意思と責任の下に、多様な活動が選択できるように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女の生涯にわたる性と生殖に係る健康に関し、男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成に当たっては、教育の果たす役割の重要性にかんがみ、あらゆる教育の場において、男女共同参画社会を実現する教育が行われるよう配慮されなければならない。

7 男女共同参画社会の形成は、その推進が国際社会の取組と密接な関係を有していることに配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、自治組織及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）と協力して実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に理解を深め、主体的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動が男女共同参画社会の形成の促進に重要な役割を果たすことを認識し、基本理念にのっとり、男女が対等に参画する機会を確保し個人の能力を適性に評価するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第7条 自治組織は、地域活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 男女共同参画社会の形成に果たす教育の役割の重要性にかんがみ、教育に携わる者は、あらゆる教育の場において、基本理念にのっとり教育を行うとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害行為の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

(市民に発信する情報への配慮)

第10条 何人も、広く市民に発信する情報において、男女の固定的な役割分担、性別による人権侵害及び女性に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

(古賀市男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策の総合かつ計画的な推進を図るため、市の男女共同参画推進施策に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ古賀市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年1回、男女共同参画推進施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画推進施策を推進するため、市民の意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(市における男女共同参画の推進のための取組)

第14条 市は、男女共同参画を促進するため、次に掲げる取組を推進するものとする。

- (1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。
- (2) 性別によらない職員の能力及び意欲に応じた登用に努めること。
- (3) 性別にかかわらず職員が、子の養育及び家族の介護等の家族的責任を果たすことができる職場環境づくりを積極的に行うこと。

(施策の推進体制の整備等)

第15条 市は、執行機関の相互の連携により、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

(拠点の整備)

第16条 市は、男女共同参画推進施策の実施及び市民等による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点の整備に努めるものとする。

(出資団体等への推進措置)

第17条 市長は、市が出資し、又は財政上の助成をしている団体に対し、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関し、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民等の表彰)

第18条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う市民等の表彰を行うことができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(市民等の理解を深めるための措置)

第19条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、必要な情報及び学習の機会を提供するものとする。

(参画を推進する活動への支援)

第20条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の形成の促進に向けた活動に対し、それらの主体性に留意して、情報提供等必要な支援を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第21条 市は、男女が共に、子の養育及び家族の介護等の家庭生活における活動と、当該活動以外の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(自営業における男女共同参画)

第22条 市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、男女が、生産、経営、その他これに関連する活動において、対等な構成員としてその能力を十分発揮し、適正な評価を受けることができるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 苦情等の処理

(施策に対する苦情の処理)

第23条 市長は、男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けたときには、苦情の処理のための必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への措置に当たり、古賀市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出への対応)

第24条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因となる性別による人権侵害に関し、市民及び事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 古賀市男女共同参画審議会

(設置)

第25条 市長の附属機関として、古賀市男女共同参画審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じて、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況を点検、評価すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関し、必要な事項について意見を述べること。

(組織等)

第27条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画社会の形成に関し識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。ただし、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4を下回らないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第11条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔省略〕

古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程

平成 15 年 5 月 20 日

／訓令第 8 号／教育委員会訓令第 6 号／

改正 平成 15 年 11 月 26 日／訓令第 10 号／教委訓令第 8 号／

平成 17 年 7 月 29 日／訓令第 8 号／教委訓令第 6 号／

平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 5 号／教委訓令第 3 号／

平成 23 年 3 月 31 日／訓令第 9 号／教委訓令第 7 号／

(設置)

第 1 条 本市の女性問題の解決と男女共同参画社会の実現を目指す施策の基本的方向を示した古賀市男女共同参画計画を効果的かつ計画的に推進するため、古賀市男女共同参画行政推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画行政の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政についての関係部課間の相互連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には市長を、副本部長には総務部担当副市長を、本部員には別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(改正（平 23 訓令第 9 号・教委訓令第 7 号）)

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(推進委員会)

第 6 条 第 2 条各号に掲げる事項を専門的に調査研究させるため、本部に推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表第 2 に掲げる課に所属する職員のうちから、市長が任命する職員若干名をもって組織する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 本部及び委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(改正（平 23 訓令第 9 号・教委訓令第 7 号）)

(補則)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、本部及び委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 26 日訓令第 10 号・教委訓令第 8 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 29 日訓令第 8 号・教委訓令第 6 号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 5 号・教委訓令第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令第 9 号・教委訓令第 7 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 2 項関係）

(改正（平 19 訓令第 5 号・教委訓令第 3 号）)

副本部長以外の副市長

教育長

市長事務部局の部長、教育委員会事務局の部長及び部長相当職、その他市長が必要と認める者

別表第 2（第 6 条第 2 項関係）

(全改（平 23 訓令第 9 号・教委訓令第 7 号）)

総務課地域コミュニティ室、人事課、経営企画課、市民国保課、人権センター、福祉課、子育て支援課、農林振興課、下水道課、教育総務課、学校教育課、生涯学習推進課

古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱

(平成 19 年 7 月 3 日) (告示第 99 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、男女共同参画社会の確立を目指し、国や県などが実施する各種研修事業のうち、次条に掲げる補助対象事業に参加する者に対し、古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、基本的事項を定め、その適正な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福岡県女性研修の翼参加事業
- (2) 日本女性会議参加事業
- (3) その他市長が特に認める事業

(補助金額)

第 3 条 補助対象事業に係る 1 人あたりの補助金の額は、30,000 円を上限とし、旅費に参加負担金を加えた額とする。

2 前項に規定する旅費の額は、古賀市一般職の職員に支給する旅費の例による。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付申請をしようとする者は、古賀市補助金交付規則(昭和 46 年規則第 2 号。以下「規則」という。)第 4 条の規定に基づき、申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、規則第 7 条の規定に基づき、申請者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 6 条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、天災地変その他当該交付決定後に生じた事情の変更により、補助金を交付することができなくなった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前条の規定は、前項の取消しをした場合について準用する。

(補助金の交付)

第 7 条 市長は、第 5 条の規定により補助金の交付決定をしたときは、決定後速やかに規則第 16 条の規定に基づき、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第 13 条の規定に基づき、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定等)

第 9 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第 14 条の規定に基づき、交付決定者に補助金の確定通知をするものとする。

2 前項の場合において、市長は、確定した額が既に交付した額を超えるときには、交付決定者に確定した額に対する不足額を交付し、確定した額が既に交付した額に満たないときには、期限を定めて交付決定者からその満たない額を返還させなければならない。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その者から既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成23年 6月 9日

古賀市男女共同参画審議会会長 様

古賀市長 竹下 司 津 男

第2次 古賀市男女共同参画計画の策定について(諮問)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現のため、第2次古賀市男女共同参画計画の策定について、古賀市男女平等をめざす基本条例第11条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

添付資料

1. 第2次古賀市男女共同参画計画の策定に関する基本方針について
2. 基本目標と施策の体系について

平成23年12月21日

古賀市長 竹下 司津男 様

古賀市男女共同参画審議会
会 長 石 原 豊 子

第2次古賀市男女共同参画計画の策定（諮問）に対する 答申について

標記について、古賀市男女平等をめざす基本条例第11条第2項の規定に基づき、平成23年6月9日付23古総発第241号にて貴職より諮問のありました第2次古賀市男女共同参画計画につきまして、当男女共同参画審議会は審議の結果意見を取りまとめ、別紙のとおり答申いたしますのでよろしくお願いします。

記

○第2次古賀市男女共同参画計画書（案）について

別紙のとおり

平成 23 年度 古賀市男女共同参画審議会 開催記録

番号	開催日	審 議 内 容	備 考
1	6 月 9 日 (木) 15:00 ~ 17:00 302 会議室	・ 審議会委員への委嘱所交付 (全員) ・ 会長・副会長選出 ・ 第 2 次男女共同参画計画の諮問 ・ 審議会の所掌事務について説明 - 平成 23 年度審議会のスケジュール (案) について ・ 男女共同参画に関する「一行詩」の審査 (9 作品選考) ・ その他「古賀市男女共同参画のつどい」について	
2	7 月 5 日 (火) 15:00 ~ 17:00 402 会議室	・ 第 2 次 古賀市男女共同参画計画審議 - 審議会開催のスケジュール - 基本目標と施策の体系について協議 - 基本理念、目的の確認	
3	8 月 1 日 (月) 15:00 ~ 17:00 303 会議室	・ 第 2 次 古賀市男女共同参画計画審議 - 基本目標と施策の体系について協議	
4	8 月 31 日 (水) 15:00 ~ 17:00 中会議室	・ 第 2 次 古賀市男女共同参画計画審議 - 基本目標と施策の体系について協議 - 審議会総合評価、評価意見、調査内容等を参考 - 古賀市市民人権意識調査報告書、子育て支援に関する市民ニーズ調査報告書を参考	
5	10 月 17 日 (月) 10:00 ~ 12:10 302 会議室	・ 第 2 次 古賀市男女共同参画計画審議 - 基本目標と施策の体系について協議 - 次回以降の審議会日程について協議	
6	11 月 18 日 (金) 13:00 ~ 15:30 302 会議室	・ 第 2 次 古賀市男女共同参画計画審議 - 第 2 次計画書 (案) について協議 - 基本目標Ⅰ「男女平等を目指しての意識改革」協議 - 基本目標Ⅲ「男女の自立と社会参画に向けた環境整備」協議 - スローガンについて - 市内事業所における男女共同参画推進状況調査書、入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況報告書の集計表を参考	
7	12 月 5 日 (月) 10:00 ~ 12:00 303 会議室	・ 第 2 次 古賀市男女共同参画計画審議 - 第 2 次計画書 (案) について協議 - 基本目標Ⅱ「あらゆる分野における男女共同参画の実現」協議 - 基本目標Ⅳ「女性への暴力根絶」協議 - スローガン、計画の推進、市長への答申について協議	
8	12 月 21 日 (水) 11:00 ~ 12:00 応接室	※会長・副会長から第 2 次古賀市男女共同参画計画諮問に対する答申書を市長へ手渡し	

※審議会における審議は標記のとおりであります。審議会前後での協議や、メールによる打合わせ等、委員の方々には大変な御助力をいただき原案を作成することができました。ありがとうございました。

古賀市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（敬称略）

役 職	ふりがな 氏 名	所 属	備 考
会 長	いし はら とよ こ 石 原 豊 子	市 民	
副会長	なか むら ひで たか 中 村 英 隆	市 民	
委 員	くら とみ ふみ え 倉 富 史 枝	識見を有する者	
委 員	てら おか せい こう 寺 岡 聖 豪	識見を有する者	
委 員	ひら た とし こ 平 田 トシ子	識見を有する者	
委 員	おに づか えい じ ろう 鬼 塚 栄次郎	農業関係団体	
委 員	きた ぎき ふみ たか 北 崎 文 隆	校区コミュニティ	
委 員	ふく なが たもつ 福 永 保	商工会	
委 員	いわ お より こ 岩 尾 より子	市 民	
委 員	ふじ わら なお こ 藤 原 直 子	市 民	

用語解説

アンペイドワーク

家事、育児、介護、看護等の無償労働のことをいいます。こうした無償労働については、女性がその大部分を担っているのが現状ですが、男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が有償労働と無償労働のバランスをよく担えるようにしていくことが重要です。

エンパワーメント

「力をつけること」をいいます。（とくに、他者に行使する権力ではなく、自分で何かを行うことができるようにする力を指して、この用語が用いられます。）この計画では、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、社会的・経済的・政治的な意思決定過程に参画することを意味します。

家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になります。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」というように、家庭や職場のあらゆるライフステージにおいて、男性と女性では異なった役割が固定的に与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。

社会的性別（ジェンダー）

生物学的な男女の違いをセックスというのに対し、社会的・文化的に作り上げられた性差を社会的性別（ジェンダー）といいます。「男らしさ、女らしさ」など、人々の意識の中に根付いた後天的な性差のことで、その固定的な性差から自由になることをジェンダー・フリーといいます。

ジョブローテーション

社員や職員に各種の職務を経験させるために計画的に配置換えをすることで、長期雇用を前提とした人財育成を行なう方法をいいます。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

スイスのジュネーブに本部を置く民間の非営利財団「世界経済フォーラム（World Economic Forum）」は、毎年、世界各国・地域の男女の格差を示した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender Gap Index）」を公表しています。この指数は既存のジェンダー・エンパワメント指数（GEM）のように女性の教育、社会進出などの達成レベルを示すのではなく、男女の格差に焦点を当てています。指数は経済、教育、保健、政治の4つの分野を対象としています。経済では、労働人口、賃金、管理職、専門職などの男女比、教育では、識字率と初等教育、中等教育および高等教育の就学率の男女比、保健では平均寿命と出生時の男女比、政治では議会議員、閣僚などの人数の男女比をもとに計算され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

2011年、日本は135カ国中98位で、特に政治、および経済分野における男女の格差が大きいため、低い順となっています。

ジェンダー・ギャップ指数（各国の順位と数値）

順位	国名	値
1	アイスランド	0.8530
2	ノルウェー	0.8404
3	フィンランド	0.8383
4	スウェーデン	0.8044
5	アイルランド	0.7830
6	ニュージーランド	0.7810
7	デンマーク	0.7778
8	フィリピン	0.7685
9	レソト	0.7666
10	スイス	0.7627
11	ドイツ	0.7590

16	イギリス	0.7462
17	アメリカ	0.7412
18	カナダ	0.7018

48	フランス	0.7018
----	------	--------

98	日本	0.6514
----	----	--------

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反する性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、または、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。昇進など労働条件と引き換えに迫る「対価型」と、卑猥な言葉を浴びせるなどして就業環境を害する「環境型」に分類されます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV

家庭内暴力の中でも特に、夫、婚約者、離婚した夫、別れた恋人、同棲相手などが、身体的、心理的、経済的、性的なあらゆる暴力を複合的に継続して振るい、女性の心身を支配し恐怖を抱かせる行為をいいます。また、男性が被害者となる場合も発生しています。特に交際中に恋人から受ける同様の暴力をデートDVと称します。

「2020年30%」

国は、第1次男女共同参画基本計画策定後の平成15年に会議決定を行い、「社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になることを期待し、」としており、各分野における自主的な取組みが進められることを奨励しています。平成17年の第2次の基本計画では、重点事項として掲げ、「各分野における取組みを促進する」としました。平成22年の第3次の基本計画では、今後取組むべき喫緊の課題として、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を掲げ、その中で「2020年30%」の目標達成に向けて、取組みの強化・加速が不可欠であるとしています。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職場等において、職務上の地位や影響力などの権力（パワー）に基づいて、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行なうことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、就業環境を悪化させる、または雇用不安を与える行為のことをいいます。セクハラも広義のパワハラに含まれると考えられます。

メディア・リテラシー

メディアによる情報を一方的に受け取るのではなく、情報の背後にある固定観念や偏見、情報を発信する側の隠れた意図を読み解く能力のことをいいます。さまざまな情報の影響力から自分を守る手段となります。その基本は、メディアの伝えている内容が「ありのままの現実」ではなく、社会的に構成されたものであることに気づく点にあります。マス・メディアの送り出す情報は、男性の送り手（編集者や番組制作者）による男性の視点からの内容である場合が多く、女性問題が「見えない問題」になっているのもこうした状況とかわかっているからだと思われます。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

ワーク・ライフ・バランス

職場中心のライフスタイルを見直し、仕事と私生活（家庭生活、地域活動など）を調和することで、仕事の能率をアップさせ、家族の絆を高めたり、趣味やスキルアップのための勉強など、その両方を充実させて相乗効果を高めようという考え方です。少子高齢化への対応や、生涯学習、ボランティア活動の面からもその推進が求められています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康／権利」のことを言います。平成6（1994）年カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されました。「リプロダクティブ・ヘルス」はライフサイクルを通じて、個人、特に女性の健康（妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全など）の自己決定を保障する考え方で、「リプロダクティブ・ライツ」はそれをすべての人々の人権として位置づける理念です。

第2次 古賀市男女共同参画計画

平成 24 年 3 月

発 行：古賀市

原 案：男女共同参画審議会

編 集：総務部 総務課

所在地：〒 811-3192 福岡県古賀市駅東 1 丁目 1-1

T E L：0 9 2- 9 4 2- 1 1 1 1

F A X：0 9 2- 9 4 2- 3 7 5 8

E-mail：danjo@city.koga.fukuoka.jp

